

令和7年度笠間市
予算特別委員会記録 第2号

令和7年3月6日（木曜日） 午前9時58分開議

全 員 協 議 会 室

本日の会議に付した案件

- 議案第53号 令和7年度笠間市一般会計予算
議案第54号 令和7年度笠間市国民健康保険特別会計予算
議案第55号 令和7年度笠間市後期高齢者医療特別会計予算
議案第56号 令和7年度笠間市介護保険特別会計予算
議案第57号 令和7年度笠間市介護サービス事業特別会計予算

出 席 委 員

委 員 長	坂 本 奈央子 君
副 委 員 長	益 子 康 子 君
委 員	長谷川 愛 子 君
〃	酒 井 正 輝 君
〃	鈴 木 宏 治 君
〃	川 村 和 夫 君
〃	田 村 幸 子 君
〃	村 上 寿 之 君
〃	石 井 栄 君
議 長	畑 岡 洋 二 君

欠 席 委 員

な し

出 席 説 明 員

市	長	山 口 伸 樹 君
副 市	長	近 藤 慶 一 君
教 育	長	小 沼 公 道 君
市 長 公 室	長	堀 江 正 勝 君
政 策 企 画 部	長	北 野 高 史 君
総 務 部	長	後 藤 弘 樹 君

環 境 推 進 部 長	小 里 貴 樹 君
保 健 福 祉 部 長	堀 内 信 彦 君
こ ど も 部 長	深 澤 充 君
市 立 病 院 事 務 局 長	木 村 成 治 君
産 業 経 済 部 長	磯 山 浩 行 君
都 市 建 設 部 長	関 根 主 税 君
上 下 水 道 部 長	友 部 邦 男 君
教 育 部 長	松 本 浩 行 君
消 防 長	藺 部 恵 一 君
会 計 管 理 者	西 山 浩 太 君
秘 書 課 長	甘 利 浩 行 君
秘 書 課 長 補 佐	鈴 木 俊 明 君
秘 書 課 G 長	須 藤 弘 君
秘 書 課 主 査	橋 本 真理子 君
人 事 課 長 補 佐	石 川 幸 子 君
人 事 課 G 長	横 手 和 昭 君
人 事 課 係 長	塩 田 拓 生 君
市 民 課 長	飯 村 美 奈 子 君
市 民 課 長 補 佐	松 本 光 枝 君
かさま市民窓口センター長	綱 川 葉 子 君
いわま市民窓口センター長	若 月 一 君
市 民 課 G 長	立 原 好 雄 君
市 民 課 G 長	大 平 慎 吾 君
企 画 政 策 課 長	森 望 君
企 画 政 策 課 長 補 佐	井 坂 亜 紀 子 君
特定プロジェクト推進室長	飯 島 亮 君
企 画 政 策 課 G 長	川 俣 真 一 君
企 画 政 策 課 G 長	片 岡 昌 之 君
企 画 政 策 課 G 長	小 室 正 君
企業誘致・移住推進課長	滝 田 憲 二 君
企業立地推進室長	佐 藤 隆 君
企業誘致・移住推進課 G 長	山 口 美 徳 君
企業誘致・移住推進課係長	石 川 望 君
デ ジ タ ル 戦 略 課 長	鈴 木 昭 彦 君
情 報 政 策 調 整 官	長谷川 尚 一 君

デ ジ タ ル 戦 略 課 G 長	中 澤 信 二 君
笠 間 支 所 地 域 課 長	根 本 薫 君
笠 間 支 所 地 域 課 長 補 佐	石 川 真 理 子 君
笠 間 支 所 地 域 課 G 長	鈴 木 桂 一 君
笠 間 支 所 地 域 課 G 長	佐 久 間 由 貴 君
岩 間 支 所 地 域 課 長	橋 本 祐 一 君
岩 間 支 所 地 域 課 G 長	柏 剛 史 君
総 務 課 長	稲 田 和 幸 君
総 務 課 長 補 佐	木 村 幸 広 君
総 務 課 G 長	池 田 文 徳 君
総 務 課 G 長	松 葉 茂 博 君
総 務 課 G 長	関 根 聡 美 君
財 政 課 長	本 岡 亜 紀 君
契 約 検 査 室 長	小 谷 淳 一 君
契 約 検 査 室 主 査	河 内 和 也 君
財 政 課 G 長	橋 本 貴 文 君
資 産 経 営 課 長	川 又 英 生 君
資 産 経 営 課 長 補 佐	小 貫 彰 君
資 産 経 営 課 G 長	瀧 本 新 一 君
資 産 経 営 課 G 長	横 須 賀 忍 君
税 務 課 長	山 崎 由 美 子 君
税 務 課 長 補 佐	山 口 浩 之 君
税 務 課 G 長	平 沢 知 之 君
税 務 課 G 長	遠 藤 仁 君
収 税 課 長	打 越 英 樹 君
収 税 課 長 補 佐	仲 村 貴 夫 君
収 税 課 G 長	飯 田 弘 子 君
収 税 課 G 長	内 桶 隆 博 君
収 税 課 G 長	瀬 谷 真 由 美 君
危 機 管 理 課 長	谷 田 部 仁 史 君
危 機 管 理 課 長 補 佐	近 藤 智 広 君
危 機 管 理 課 G 長	鈴 木 恵 寿 君
危 機 管 理 課 G 長	大 澤 充 史 君
社 会 福 祉 課 長	瀬 谷 昌 巳 君
笠 間 支 所 保 険 福 祉 課 長	小 澤 宝 二 君

岩間支所保険福祉課長	大峰浩一君
社会福祉課長補佐	高松繁樹君
社会福祉課G長	角田康博君
社会福祉課G長	川野邊祐子君
社会福祉課G長	伊勢山知孝君
高齢福祉課長	金木和子君
高齢福祉課長補佐	伊藤浩君
高齢福祉課G長	金久保純子君
地域包括支援センター長	久保田真智子君
地域包括支援センター長補佐	増渕由美子君
地域包括支援センター主査	浅川啓子君
保険年金課長	町田健一君
保険年金課長補佐	豊田信雄君
保険年金課G長	長谷川修君
保険年金課G長	大貫徹君
保険年金課G長	千葉裕子君
健康医療政策課長	小松崎守君
健康医療政策課長補佐	青木美穂子君
健康医療政策課G長	木村君枝君
健康医療政策課G長	浦井義朗君
健康医療政策課G長	桑嶋裕美君

出席議会事務局職員

議 会 事 務 局 長	山 田 正 巳
次 長 補 佐	鶴 田 貴 子
係 長	神 長 利 久
係 長	上 馬 健 介

午前 9 時 5 8 分開議

○坂本委員長 皆さんおはようございます。

委員会開会に先立ちまして、一言御挨拶を申し上げます。

2月28日の本会議におきまして予算特別委員会が設置され、同日開催された予算特別委員会において委員長を拝命いたしました。どうぞよろしくお願いいたします。

当委員会では付託された一般会計、各特別会計及び各企業会計の令和7年度予算について審査を行うこととなりますが、3日間という限られた日程で審査を行いますので、スムーズな審査の進行に皆様の御協力をお願い申し上げます。御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○坂本委員長 御報告申し上げます。

ただいまの出席委員は全員であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから予算特別委員会を開会いたします。

執行部より、市長、副市長、教育長及び各部長等が出席をしております。また、議会より、議長に出席をいただいております。議会事務局職員の出席は、事務局長、次長補佐、係長であります。

本日の会議の書記は、次長補佐にお願いいたします。

○坂本委員長 ここで、市長より御挨拶をお願いいたします。

○山口市長 改めましておはようございます。予算特別委員会の開催に当たりまして、御挨拶を申し上げたいと思います。

委員各位には御多忙のところ予算特別委員会に御出席を賜り、お礼を申し上げたいと思います。

本日から3日間の予定で、議案第53号 令和7年度笠間市一般会計予算から議案第61号 令和7年度笠間市下水道事業会計予算まで、9会計の予算について御審議をお願いするものであります。

内容につきましてはそれぞれ所管課長から御説明申し上げますので、御審議を賜りますようお願いを申し上げ、挨拶に代えさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○坂本委員長 ありがとうございました。

○坂本委員長 次に、議長より御挨拶をお願いします。

○畑岡議長 改めましておはようございます。予算特別委員会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

委員各位にはお忙しいところ予算の特別委員会に御出席をいただきまして、厚く御礼を

申し上げます。

この予算特別委員会は、先ほど市長のほうからありましたように、令和7年度の笠間市全9会計の予算を審議いただく重要な委員会でございます。活発な質疑により理解を深め、慎重なる審査をいただきますようお願い申し上げます。

また、3日間という限られた時間でありますので、円滑な進行にも御配慮いただけるようお願いいたしまして、御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○坂本委員長 ありがとうございます。

○坂本委員長 それでは当委員会に付託となりました、議案第53号 令和7年度笠間市一般会計予算から議案第61号 令和7年度笠間市下水道事業会計予算までの9件を一括議題とし、審査をいたします。

審査に先立ち、御連絡申し上げます。

審査は、本日6日と7日、10日の3日間で、審査日程表のとりの順序で行いますので、よろしくお願いいたします。

審査の方法につきましては、課ごとに歳入歳出の科目ごとの主な内容について説明を受けた後、質疑を行います。なお、説明、質疑、応答ともども簡潔にお願いいたします。

質疑については、質疑方法を一問一答方式とし、複数の質疑をする場合には1問ずつ完結してから次の質疑に入ることとします。なお、1問につき、質疑は3回までといたします。

また、討論、採決につきましては、審査最終日の10日に各課の審査終了後、ただいま出席いただいている方々の御出席をいただき、行いたいと思います。

次に、審査に当たっての注意事項を何点か申し上げます。

まず、1点目、執行部の説明、委員の質疑ともども、発言に当たっては挙手により委員長の許可を求め、委員長の許可を得てから発言をお願いいたします。また、その際には、必ずページ数など説明や質疑の対象となる当該箇所を明示していただき、そのページ数など発言した際には間を置いて説明や質疑の発言をし始めてください。

次に、2点目、人件費などの義務的経費については、特に説明を要するものを除いて省略願います。

次に、3点目、会議録を調製する関係上、発言に際しましては必ずマイクの発言ボタンを押して発言し、終わったら再度押して解除をしてくださるようお願いいたします。

次に、4点目、入室に当たっては、課単位で審査を受ける課のみ入室とする、入替え制に入室といたします。

以上の点につきまして、この後説明を控える方々にもお伝えいただきたいと思います。

最後に、委員の皆さんに御了解をいただきたいと思います。記録作成の際、数字や文言の読み違いがあった場合は、委員長の職権で訂正させていただきます。

次に、本日傍聴の申出がございましたので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日この後、市長公室、政策企画部、総務部、保健福祉部の審査を行います。
議案説明のため出席を求めた者は、出席者名簿のとおりであります。

初めに、市長公室から審査を行いますので、関係者以外の方々は御退席願ひまして、自席で待機してくださるようお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前 10 時 04 分休憩

午前 10 時 08 分再開

○坂本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

最初に、市長公室秘書課所管の一般会計予算の審査に入ります。

歳入、歳出予算と続けて説明願ひます。

秘書課長甘利浩行君。

○甘利秘書課長 秘書課甘利です。よろしくお願いいたします。

議案第53号 令和7年度笠間市一般会計予算のうち、秘書課所管分の概要について御説明いたします。

初めに、歳入について御説明いたします。

予算書43ページをお開きください。

21款諸収入、4項雑入、5目雑入、2節雑入のうち、秘書課所管分につきましては、一番上の賀詞交歓会会費90万円、1人3,000円として300名分の会費収入を見込んでございます。

次の一般コミュニティ助成金360万円ですが、合併20周年記念事業として予定する市民向け講演会に係る費用に対し、一般財団法人自治総合センターからコミュニティ助成金について計上するものでございます。

次の有料広告掲載料246万5,000円につきましては、「広報かさま」や市ホームページへの広告掲載料、市役所ロビーで放送しているモニター広告の広告料など、事業者からの広告収入を収入するものでございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。

54ページをお開きください。

ページ下段、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費のうち、秘書課所管分の主なものにつきましては、次の56ページになります。

まず、7節報償費のうち、主なものとしまして、出演者謝礼97万円につきましては、先ほど申しました、合併20周年記念事業の市民向け講演会として忠臣蔵をテーマとした講談を予定しております。その出演料として計上するものでございます。

次に、その一つ下、9節交際費150万円でございますが、市長の交際費支出基準に基づ

き支出する交際費に係る費用でございます。

次に、57ページを御覧ください。

ページ上段、10節需用費のうち、秘書課所管分の主なものにつきましては、食糧費196万3,000円のうち、賀詞交歓会事業として参加者に提供する食事等に係る費用137万5,000円や、都市交流事業として大使館や海外などからの来訪客への食事等に係る費用27万5,000円などを計上するものでございます。

次に、その一つ下、12節委託料のうち、一番上のイベント委託料600万6,000円でございますが、合併20周年の記念事業の運営に係る費用でございます。合併20周年記念事業につきましては、夏頃に記念セレモニーを兼ねた音楽イベントを笠間芸術の森公園で開催するとともに、秋頃に「忠臣蔵サミット in かさま」として、忠臣蔵を題材とした市民向けの講演会などを予定しております。

同じく、ページ一番下のドローン活用事業委託料133万4,000円ですが、災害現場や運送業務など様々な場面において活用が期待されるドローンにつきまして、今年度は主にその機体構造やプログラミングなどの知識習得を中心として、I T未来高校と連携した人材育成などの取組を進めてまいりました。来年度につきましては、同じくI T未来高校の3年生の課題研究プログラムとして、具体的な地域課題の解決のため、実機を使った実証実験などの取組を進めていくことなどを予定しており、そのための費用を計上するものでございます。

次の58ページをお開きください。

同じく、一番上の台湾交流事務所運営委託料2,505万7,000円でございますが、笠間台湾交流事務所の運営費用として、現地スタッフの人件費、事務所の家賃や光熱水費、現地での宣伝PR費用などが主なものになっております。台湾との交流につきましては、3か年活動計画に基づき、台北市との観光連携や台湾産フルーツによる交流給食、中高生の派遣などの教育交流など、事務所が拠点になって進めてまいります。なお、本年4月から所長が交代となり、従来どおりの職員1名、現地スタッフの2名の3名体制で運営してまいります。

次に、その二つ下、14節工事請負費183万円でございますが、合併20周年記念事業として予定する芸術鑑賞事業において、笠間市在住の洋画家で昨年、日本芸術院賞を受賞した町田博文氏の作品を母校である岩間第一小学校に設置するための経費です。施設整備工事費を計上するものでございます。

また、その下の17節備品購入費716万6,000円でございますが、先ほど説明しました町田氏の絵画作品、また同じく合併20周年の芸術鑑賞事業として彫刻家である能島征二氏の作品を購入し市役所に展示するための費用、またドローン活用事業において使用するプログラミング実施用の地上走行型のドローンの購入費などが主なものになっております。

次に、18節負担金補助及び交付金のうち、上から2番目の義士親善友好都市交流会負担

金 6 万 5,000 円から、次の 59 ページの北方領土の返還を求める茨城県民会議負担金 5,000 円につきましては、市長、副市長が加入会議や出席する研修会などの負担金になります。

また、下から 3 番目の合併 20 周年記念事業補助金 350 万円につきましては、記念事業の開催に当たり御協力をお願いする各団体への記念事業のための活動補助として計上するものでございます。

また、その下の台湾交流事業補助金 48 万円につきましては、台湾の大学生を市役所でインターンシップを受け入れるのに対しまして、期間中の家賃、生活費の一部補助を行うためのものでございます。

続きまして、ページ中段、2 目文書広報費のうち、秘書課所管分の主なものにつきまして御説明させていただきます。

次の 60 ページをお開きください。

まず、12 節委託料のうち、上から 5 番目、広報かさま作成業務委託料 1,296 万 8,000 円につきましては、毎月発行する「広報かさま」の印刷製本業務と、市内ほか関係機関への広報紙の発送業務を行うための委託料になってございます。

次のレイアウト作成業務委託料 308 万 9,000 円につきましては、「広報かさま」のデザイン及びレイアウト作成業務を行うための委託料になっております。

次の取材記事作成委託料 99 万円につきましては、SNS による魅力的な情報発信のため、市の公式フェイスブックに掲載するイベントなどの取材や記事作成をプロのライターに委託するための費用になっております。

次の 61 ページをお開きください。

一番上、広報かさまスマホ版作成業務委託料 237 万 6,000 円につきましては、昨年 11 月から運用を開始したスマホでの閲覧に最適化したスマホ版「広報かさま」と「広報かさま」お知らせ版のグループページの作成業務委託料でございます。スマホ版「広報かさま」につきましては、将来的な紙の削減、区長の負担軽減のための有効手段として、今後も各行政区に協力をいただきながら回覧文書の電子化の実証実験を進めるとともに、様々なイベント等につきまして積極的な PR を図ってまいります。

次の 13 節使用料及び賃借料のうち、上から 3 番目、システム・サーバ使用料 265 万 6,000 円につきましては、市のホームページのシステム・サーバ使用料や視覚に障害のある方などがホームページを利用する際の音声読み上げ機能の使用料などでございます。

次の 18 節負担金補助及び交付金 3 万 6,000 円については、茨城県広報研究会負担金及び日本広報協会負担金として、広報技術の向上や各自治体との情報交換のための研修会等への参加負担金となっております。

以上が秘書課所管分の予算の説明になります。よろしくお願いいたします。

○坂本委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手によりお願いいたします。

川村委員。

○川村和夫委員 57ページの12節委託料の一番下のドローン活用事業委託料で、I T未来高校とドローンを使った実証実験とか、I T未来高校生に対しての期待する効果というのはどんなものなのでしょうか。

○坂本委員長 甘利課長。

○甘利秘書課長 こちらにつきましては、I T未来高校と産官学の連携事業として進めているものでございまして、今年度は人材育成を主に進めてきたのですが、来年につきましてはI T未来高校の地域課題研究というカリキュラムの中に、このドローン活用事業というのを取り上げていただきまして、高校生の目から見て地域課題を研究していただいて、そこにドローンを使って何か課題解決ができるか、学校と連携しながらそういった研究事業を進めてまいりたいと考えております。

○坂本委員長 川村委員。

○川村和夫委員 そうすると、その結果というのは、例えば市役所のどこかを使って発表会をやるとか、そういうことも考えているのでしょうか。

○坂本委員長 甘利課長。

○甘利秘書課長 できましたら、そういった何かしらの結果報告みたいなのもしてまいりたいと思っております。

○川村和夫委員 ありがとうございます。

○坂本委員長 ほかに。

田村委員。

○田村幸子委員 同じく57ページですけれども、12節の一番上のイベント委託料600万6,000円ということで、20周年の記念イベントとして音楽イベントを開催されるということですが、これは内容など細かく分かれば教えていただきたいと思います。

○坂本委員長 甘利課長。

○甘利秘書課長 こちらにつきましては、民間の事業者と連携を考えているところでございまして、7月ぐらいを予定しているのですが、笠間芸術の森公園を会場としまして民間のほうでミュージカルを兼ねました音楽イベントを主催したいという計画がございまして、その中で市民の方、あとは市内の子どもたちを招待してやるのと同時に、大きなイベントになりますので、そういったイベントを利用して何か記念事業はできないかということで、例えば音楽で活躍している市民の方をそこに呼んで何かイベント的なものができるかということで、詳細につきましては今後打合せをしながら進めていきますけれども、そういったことで記念事業を進めてまいりたいと考えております。

○坂本委員長 田村委員。

○田村幸子委員 これは、屋外で行う予定ですか。

○坂本委員長 甘利課長。

○甘利秘書課長 屋外で予定したいと考えております。

○坂本委員長 田村委員。

○田村幸子委員 20周年ということもありますので、いろいろな対象者が幅広く参加できるようなものということで理解してよろしいでしょうか。

○坂本委員長 甘利課長。

○甘利秘書課長 今回、20周年のテーマが、若者から高齢者まで広く参加というのがテーマになっておりますので、そういったこともコンセプトにしながら進めてまいりたいと考えております。

○坂本委員長 ここで、委員会条例第19条の規定により、傍聴を許可したことを御報告いたします。茨城新聞の記者の方が入りました。

次に、質問のある方。

鈴木委員。

○鈴木宏治委員 59ページの真ん中の下の辺りで、合併20周年記念事業補助金の上ですけれども、これは秘書課なのでしょうか、自己啓発促進補助金。

○坂本委員長 甘利課長。

○甘利秘書課長 こちらは、人事課ではないかと思います。

○坂本委員長 鈴木委員。

○鈴木宏治委員 これも違うのかな、60ページの一番下の脱アナログ業務委託料も違いますよね。

○坂本委員長 甘利課長。

○甘利秘書課長 こちらも、秘書課ではなく。

○坂本委員長 鈴木委員。

○鈴木宏治委員 もう一つ、61ページの18節のところ、去年はドローン講習負担金というのがあったと思うのですが、これ秘書課分なのかどうか分かりませんが、もし秘書課だとすると、なくなったのは何でかなというのが気になって聞いたというところです。

○坂本委員長 甘利課長。

○甘利秘書課長 確かに、昨年までドローンのライセンス取得の負担金ということで計上させていただきました。令和4年度から始めまして、最初の年に4名、次の年に3名、今年1名受講予定になっております。

今のところ、職員の中でそういったライセンスを取ったということで、来年度につきましては一旦終了という形で整理をさせていただいたところでございます。

○坂本委員長 鈴木委員、違う件なので、これに対してあれば。

○鈴木宏治委員 継続性ということ考えたときに1名でもつくっておくことが、大規模災害やいろいろなこれから先、長寿命化その他でドローンを活用する場所というのが出て

くると思うので、予算的なものに関してはどうなのかというのはありますけれども、できれば毎年1人なら1人という形で継続性を持って、中長期的なビジョンで人材育成をしていただけないかと思っておりますので、御検討をぜひお願いして、回答は結構ですので、よろしく願いいたします。

○坂本委員長 ほかにございますか。

石井委員。

○石井 栄委員 それでは、57ページの12節、58ページの一番上になると思いますが、台湾交流事務所運営委託料2,505万7,000円の主な内訳を教えてくださいなと思います。

○坂本委員長 甘利課長。

○甘利秘書課長 こちらにつきまして、主な内訳としまして、先ほど申したのですが、現地スタッフの人件費800万円ぐらい見ておりまして、大きくなっております。そのほか主なものにつきましては、施設の光熱費が405万円、現地でのPR費用などが300万円ぐらいということで、そういった内容が主なものになっております。

○坂本委員長 石井委員。

○石井 栄委員 交流を通じて、一つは経済的な効果、それから人的交流などの成果としてどういうものがあるかと期待していますか。

○坂本委員長 甘利課長。

○甘利秘書課長 様々な分野で、台湾との交流を進めております。今、特に積極的に人材、人事交流というのを進めたいということで、具体的に申しますと、中学生を台湾に派遣したり、スナッグゴルフなどのスポーツを通じて台湾のゴルフのほうと交流を図ったり、高校生の台湾への留学、あと今回台湾からゴルフ留学ということも進めていますけれども、近い外国である異国の台湾から様々な違った文化の下に交流するということで、子どもたちの将来、海外との交流を盛んにしていくということで、国際人材を育ていきたい、そこに重点を置いていまして、それ以外にも栗の輸出とか農産物の輸出、インバウンドの推進、そういったものも積極的に図っていききたいと考えています。

○坂本委員長 石井委員。

○石井 栄委員 それに関してですが、昨年の経済的な交流で、この事務所を開設したことによる経済的な効果というのは、どういう内容で、どのくらいの効果があったと判断しているのでしょうかね、お願いします。

○坂本委員長 甘利課長。

○甘利秘書課長 数字的なものに関しますと、経済的に幾らというのは具体的には手元に資料は持ち合わせてはいないのですが、民間で台湾に輸出を考えているとか、そういったところの橋渡しに事務所がなったり、あとは……すみません、少々お待ちください。

○坂本委員長 暫時休憩します。

午前 10 時 27 分休憩

午前 10 時 28 分再開

○坂本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます

甘利課長。

○甘利秘書課長 さっき言いましたように、ゴルフでのインバウンドでの人数が増えております。2023年度の数字になりますけれども、最初九十何名だったのが200名ぐらいになるとか、笠間市をPRすることで台湾からのインバウンドをどんどん増やしていったとか、具体的に幾らという効果は難しいと思いますけれども、そういった人数を増加させていったとか、そういった一定の成果は上がっているというふうに認識しております。

○坂本委員長 ほかにございませんか。

村上委員。

○村上寿之委員 43ページの有料広告の件でお聞きします。有料広告掲載料というのは、何者ぐらいから頂いているのですか。そのもらっているお金も、ついでにお願いします。

○坂本委員長 甘利課長。

○甘利秘書課長 有料広告につきましては、まず単価につきましてはホームページと市の広報紙というのがございまして、ホームページのバナー広告につきましては、ページの大きさがあるのですけれども、小さい広告でありますと1万470円、これは月額でございます。大きいものでありますと2万950円、こちらについても月額でございます。ホームページにつきましては、同じく2万950円の一律、ホームページなので、こちらは月額同じような形になっております。

件数につきましては……すみません、少々お待ちください。

○坂本委員長 暫時休憩します。

午前 10 時 30 分休憩

午前 10 時 30 分再開

○坂本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

甘利課長。

○甘利秘書課長 件数につきまして、大変失礼しました。

まず、広報紙のほうは、小さいバナー広告のほうは28件、大きいほうは85件、ホームページのバナー広告につきましては、3件という形になっております。

○坂本委員長 村上委員。

○村上寿之委員 このような広告を頂いていることがいいのか悪いのか私は何とも言えないのですが、この広告収益、大体246万円になっていると思うのですが、この広告というのはどんどん集めたいものなのですか。それとも、会社が応募してくれればそれでいいの

かなという感覚ですか。どっちを、市としては考えていますか。集められればいっぱい集めたい、それとも会社が広告をお願いしますという会社の意思、どっち、どういう考え方で。

○坂本委員長 甘利課長。

○甘利秘書課長 やはり、広告収入というのは、財源確保のために有効な手段と考えておりますので、市としても積極的にPRをして多くの広告を集めたいと考えております。

○坂本委員長 村上委員。

○村上寿之委員 そこで一番聞きたかったことは、そのPR方法です。どうやってPRをしていますか、そのところだけ教えてください。

○坂本委員長 甘利課長。

○甘利秘書課長 広報の広告掲載料につきましては、今のところホームページの掲載、あとは広報紙の中で募集していますという形だけだったのですが、なかなか集まらないという課題がありまして、今年度計画していますのが、商工会のほうと連携しまして、こちらの広告収入につきましてアンケートをやるのと、商工会向けのPRというのを積極的に進めていきまして、あとは駅の自由通路にも広告を募集しておりますというポスターを貼ったり、知らなかったということがないように積極的に目に見える形で広告を集めていきたい、まずはそこから入っていきたいと考えているところでございます。

○坂本委員長 暫時休憩します。

午前10時32分休憩

午前10時33分再開

○坂本委員長 休憩を解き会議を再開します。

ほかに質問ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 質疑を終わります。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前10時33分休憩

午前10時34分再開

○坂本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、人事課所管の一般会計予算の審査に入ります。

歳入、歳出予算と続けて説明願います。

人事課長補佐石川幸子君。

○石川人事課長補佐 人事課の石川でございます。よろしくお願いします。

議案第53号 令和7年度笠間市一般会計予算の人事課所管分につきまして、主な内容を

御説明いたします。

初めに、歳入について御説明いたします。

予算書43ページから44ページを御覧ください。

21款諸収入、4項雑入、5目雑入、2節雑入のうち、44ページの上から3番目にございます派遣職員負担金4,343万4,000円につきましては、笠間地方広域事務組合、茨城地方衛生環境組合、茨城租税債権管理機構への派遣に伴う職員の人件費分の負担金収入でございます。

その下の駐車場利用料691万2,000円につきましては、職員や会計年度任用職員の駐車場利用料でございます。1人当たり月600円の年間利用料でございます。

上から7番目の職員宿舍家賃負担金68万4,000円でございます。国へ派遣する職員の宿舍借上料の自己負担分の収入でございます。

続きまして、歳出でございます。

予算書54ページ下段から55ページを御覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、1節報酬、55ページの上から2番目のパート報酬4,977万6,000円のうち、人事課所管分につきましては4,205万7,000円でございます。産前産後休暇や育児休業、療養休暇取得職員の代替職員としまして、会計年度任用職員の見込み数24人分の報酬でございます。

続きまして、3節職員手当等の上から8番目、パート期末手当949万円のうち、人事課所管分につきましては848万7,000円でございます。

また、二つ下のパート勤勉手当797万3,000円のうち、人事課所管分につきましては712万9,000円でございます。先ほど御説明いたしました、産前産後休暇職員などの代替職員の分となります。会計年度任用職員24名分の期末勤勉手当となります。

続きまして、57ページをお開きください。

12節委託料5,009万9,000円のうち、人事課所管分は1,365万円でございます。

主なものでございますが、上から2番目の職員健康診断委託料406万1,000円は、市立病院及び茨城県総合健診協会へ職員及び会計年度任用職員の健康診断を委託するための費用でございます。

次のメンタルヘルス委託料278万2,000円につきましては、職員及び会計年度任用職員を対象にストレスチェック、メンタルヘルスセミナーを実施するほか、メンタルヘルスに係るカウンセリング業務、それから産業医面談を医療法人へ委託するための費用でございます。

次の職員採用試験委託料202万2,000円は、日本経営協会総合研究所が設置するテストセンターやウェブでの採用試験、個人や集団面接試験に民間から面接官を派遣するための費用でございます。

次の職員研修委託料478万5,000円につきましては、新規採用職員や人事評価者研修、ハ

ラスメント防止研修など、外部講師への委託により研修を行うための費用でございます。

続きまして、58ページをお開きください。

13節使用料及び賃借料701万4,000円のうち、人事課所管分につきましては546万1,000円でございます。

主なものとしまして、上から6番目の職員宿舍借上料としまして、国へ派遣する職員3人分の宿舍借上料430万6,000円を計上するほか、職員採用試験に際し、受験者からの申込みから合格発表に至るまでをウェブ上で管理できる職員採用管理システム使用料115万5,000円などがございます。

続きまして、18節負担金補助及び交付金2,071万4,000円のうち、人事課所管分としましては190万円でございます。

主なものとしまして、一番上の研修負担金62万2,000円は、外部研修機関の研修負担金でございます。また、上から5番目の職員自治研修負担金は、茨城県自治研修所への研修負担金としまして20万円を計上してございます。

それから、59ページを御覧いただきまして、上から6番目の自己啓発促進補助金100万円につきましては、職員が語学や土木、福祉など業務をする上で有意義である資格を取得する場合や、自己啓発休業制度を活用して休業して大学等で資格を取得のための学費の補助を計上するものでございます。

以上で令和7年度笠間市一般会計の人事課所管分の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○坂本委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手によりお願いいたします。

村上委員。

○村上寿之委員 自己啓発の100万円の件でお聞きしてよろしいでしょうか。何人ぐらいが予定、まず昨年の実績から聞いてよろしいですかね。

○坂本委員長 石川課長補佐。

○石川人事課長補佐 令和6年度につきましては、現在のところ13件の実績がございます。多いのは、消防職が中型や大型の免許を取る者に対する補助金、それから宅建、宅地建物取引主任者の資格を取った方、それから臨床発達心理士の資格を取るために受験をした方への補助、それからこれが大きいのですけれども、大学に1年間通いまして中小企業診断士の資格を学位として取得する者がいるのですけれども、その者に対しての補助を出しております。

○坂本委員長 村上委員。

○村上寿之委員 今、13件という数字をお聞きしましたが、この事業100万円で足りるのですかね。もっとあってもいいような気がするのですが、私的には100万円でなく、どう

いうふうになるのか分からないですけども、もっと検討してもいいのかなと思います
が、どうでしょうか。

○坂本委員長 石川課長補佐。

○石川人事課長補佐 確かに、今年の実績から比べますと100万円は少ないのですが、
来年の実績を踏まえて途中で補正をしていく予定でございますので、よろしくお願い
したいと思います。

○坂本委員長 村上委員。

○村上寿之委員 ぜひ、やる気がある職員には積極的にこういうお金を使って、職員
のレベルをどんどん上げて、いい笠間市をつくるようにしてください。

○坂本委員長 ほかにございますか。

鈴木委員。

○鈴木宏治委員 聞こうと思ったこと聞かれてしまったのですが、昨年度200万円の予
定だったものが今年度半分に削られているということで、その削減理由というのが今のお
話を聞いてもなかなか明確ではないかなと。せっかく大学に行く人とか、そういった人た
ちの補助をするという形で、笠間市として人材育成に力を入れていく、教養取得に力を入
れていくということになれば、これは去年と同じでよかったのではないかなと思ったりす
るのですが、どうでしょうか。

○坂本委員長 石川課長補佐。

○石川人事課長補佐 今年度大学に通われるという方が、この10月の時点ではまだな
かったのですね、職員からの希望が。ですので、今後また出てくれば、それに対して補正を
していきたいと考えております。

○坂本委員長 鈴木委員。

○鈴木宏治委員 これからの少子高齢化や市役所の中での効率化という部分で、A I そ
の他もそうだと思うのですが、人材育成がなければ、やはり笠間市の将来というのは難し
いと思うので、ぜひ積極的活用をお願いして、終わりにしたいと思います。よろしくお願
いします。

○坂本委員長 ほかにございますか。

石井委員。

○石井 栄委員 今の質問の中でも職員の研修などについていろいろな項目がありました
けれども、この中に職員適性育成事業というのがございますよね。それがたしか165万円
ということで計上されていると思うのですが、適性育成というのは職員の中のどう
いう階層の人というか、年齢とか職務担当とかいろいろ区分けがあると思うのですが、ど
ういう方を対象にこれをやっていく予定ですか。

○坂本委員長 石川課長補佐。

○石川人事課長補佐 来年度の新規事業ということになるのですが、医療心理学に

基づく適性判断ということで、本年度、政策企画部のほうが中心になりまして、部長級とか課長級の一定の方を対象に試験的に実施した適性判断があるのですが、それを来年度は、まず最初に異動検討時期となる職員、3年目、4年目、5年目あたりを対象に実施しまして、その方の特性が分かることによりまして、特性に応じた育成や配置を検討していく材料としたいと考えています。それだけでは判断できませんので、日頃の職務態度、それから上席の評価、そのほかにその者の持てる能力などを総合的に判断して、配置などは検討していきたいと考えております。

○坂本委員長 石井委員。

○石井 栄委員 組織が維持されていくためには、毎年若い人を一定数入れて、それで定年になると辞めていくわけですね。一定程度適正規模の職員を採用していくということが大事だと思うのですが、来年度の職員の構成はどのようになるのか。例えば正職員の数が男女で何人になるのか、会計年度任用職員の数が何人になるのか、適正な人事といえますか、採用を考えていると思うのですが、それについて何名ぐらい採用して、どういう人数構成になるのか分かりますか、教えてください。

○坂本委員長 石川課長補佐。

○石川人事課長補佐 まず、令和6年度の状況ですけれども、男性の正職員が455名、女性が252名、合わせて707名でございます。会計年度任用職員につきましては、男性が132名、女性が125名の457名ということで、全体で1,164名が令和6年度の在籍でございます。

令和6年度の採用試験において、23名の職員を採用することになっております。来年度の採用試験の内訳ですけれども、これから構築していくところございまして、今年度の退職者数、それから入る採用の数を考慮して、今のところ毎年横ばい、これ以上上げることはできないと考えていますので、毎年横ばいで経緯していくようなことを考えております。

○坂本委員長 石井委員。

○石井 栄委員 今、メモを取ったのですが、数字がいろいろ出てくると思いますが、過去数年間で結構ですが、正職員の男女の人数、それから会計年度任用職員の人数の一覧表というのを頂くようにできますか。

○坂本委員長 暫時休憩します。

午前10時50分休憩

午前10時50分再開

○坂本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質問ございますか。

益子副委員長。

○益子康子委員 57ページです。12節委託料、上から4番目、職員採用試験委託料という

のがありますが、これはどこかの会社に委託するのでしょうか。どういう形の委託でしょうか。

○坂本委員長 石川課長補佐。

○石川人事課長補佐 これにつきましては、今、ウェブで試験を行っているのですが、教養試験ですけれども、それを会社のほうに委託し、テストセンターでやる者もいれば、ウェブ上でやる者もいますので、そういう一般教養の試験を委託する委託料でございます。

○益子康子委員 了解です。

○坂本委員長 ほかにございますか。

川村委員。

○川村和夫委員 59ページの18節負担金補助及び交付金、自己啓発促進補助金で、村上委員と鈴木委員がおっしゃっていたのに加えてお聞きしたいのですが、中小企業診断士というのは中小企業大学校ですか、1年間というのは。

○坂本委員長 石川課長補佐。

○石川人事課長補佐 法政大学のほうで履修しました。

○坂本委員長 川村委員。

○川村和夫委員 中小企業診断士を取られたと思うのですが、この人材活用というのはどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○坂本委員長 石川課長補佐。

○石川人事課長補佐 1年の履修がそろそろ修了しますので、戻られ次第、適したところに配置替えをした上で、その取得した中小企業診断士の資格が生かせるところで働いていただこうと考えております。

○坂本委員長 川村委員。

○川村和夫委員 私、金融機関にいて経験上、今の地元の事業所というのは物すごく悩みが多くて、公平性とか公共性を持った自治体の職員の方がそういう資格を持って相談をしてくれるということは、物すごく相談しやすいと思うのです。だから、要望ですけれども、そういうところに配置していただいて、地元の産業が持続可能な、そういう地域にしていただけのような人材の活用をしていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○坂本委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 質疑を終わります。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前10時53分休憩

午前 10 時 54 分再開

○坂本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、市民課所管の一般会計予算の審査に入ります。

歳入、歳出予算と続けて御説明お願いいたします。

市民課長飯村美奈子君。

○飯村市民課長 市民課の飯村です。よろしくお願いいたします。

議案第53号 令和7年度笠間市一般会計予算のうち、市長公室市民課所管分につきまして御説明申し上げます。

初めに、歳入の主なものについて御説明申し上げます。

24ページをお開き願います。

14款使用料及び手数料、2項手数料、1目総務手数料から御説明申し上げます。

3節戸籍手数料1,264万5,000円につきましては、戸籍謄抄本など戸籍に関する交付手数料でございます。

一段下がりまして、4節住民票手数料560万8,000円につきましては、住民票謄抄本などの交付手数料でございます。

一段下がりまして、5節印鑑手数料467万4,000円につきましては、新規登録及び再登録の印鑑登録手数料及び印鑑登録証明書の交付手数料でございます。

続きまして、27ページをお開き願います。

上の段を御覧ください、15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務管理費補助金3億1,312万5,000円のうち、マイナンバーカード交付事務費補助金として5,133万6,000円を計上しております。

続きまして、2行目になります。社会保障・税番号制度システム整備費補助金（戸籍）として1,760万7,000円を計上しております。

歳入の説明は以上です。

続きまして、歳出の主なものについて御説明申し上げます。

88ページをお開き願います。

2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費でございます。

上から4段目になります。12節委託料4,065万9,000円の主なものといたしまして、電算業務委託料444万4,000円、人材派遣委託料878万3,000円、これにつきましては令和7年5月26日施行されます戸籍の振り仮名法制化に伴います事務補助員の派遣委託料になります。

マイナンバーカード交付支援システム保守委託料158万円、住基ネットワークシステム機器保守料338万1,000円、標準準拠システム移行業務委託料2,066万7,000円を計上しております。

続きまして、1段下がりまして、13節使用料及び賃借料1,706万円の主なものといたしましては、次の89ページをお開き願います。住基ネットワークシステム機器使用料477万

2,000円、マイナンバーカード交付支援システム使用料40万3,000円、戸籍システム使用料1,143万9,000円であります。

続きまして、上から2段目になります。17節備品購入費330万円につきましては、マイナンバーカード裏書き用プリンターの購入費用でございます。

続きまして、1段下がりをしまして、18節負担金補助及び交付金279万7,000円の主なものといたしましては、J－L I Sへの負担金272万8,000円でございます。

続きまして、131ページをお開き願います。

一番下の段でございます。4款衛生費、1項保健衛生費、5目環境衛生費、18節負担金補助及び交付金1億8,794万2,000円のうち、市民課所管として、笠間地方広域事務組合負担金1億2,550万5,000円を計上しております。

市民課所管分の令和7年度笠間市一般会計予算は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○坂本委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手によりお願いします。

石井委員。

○石井 栄委員 ただいま説明がございました、131ページの18節負担金補助及び交付金、笠間地方広域事務組合負担金が1億2,500万円ありますけれども、この主な使途はどういうものなのでしょうか。この内訳、分かりましたら。

○坂本委員長 飯村課長。

○飯村市民課長 この負担金につきましては、去る2月17日の笠間地方広域事務組合議会定例会におきまして議決をいただいております負担金でございます。最初の議会で議決いただいておりますので、そこで説明は。

○石井 栄委員 分かりました。

○坂本委員長 ほかにございますか。

川村委員。

○川村和夫委員 24ページ、歳入のほうで、1目総務手数料で、減額の892万6,000円とありますけれども、これはコンビニの7月1日からの10円に対応する予算の歳入でよろしいでしょうか。

○坂本委員長 飯村課長。

○飯村市民課長 委員おっしゃるとおりでございます。

○坂本委員長 川村委員。

○川村和夫委員 それで、戸籍とか住民票ありますけれども、一番多い証明書の種類というのは住民票なのですか。

○坂本委員長 飯村課長。

○飯村市民課長 一番多い交付する証明書ということで、住民票が多いです。

○坂本委員長 川村委員。

○川村和夫委員 そうしますと、窓口の煩雑さが削減されるということで、7月1日から。そうすると、事務的に効率化が図れると思うのですが、その職員の方たちの時間が空いてくると思うのですが、そういう方たちの活用法というのはどのように考えているのでしょうか。

○坂本委員長 飯村課長。

○飯村市民課長 確かに、コンビニ交付で交付されます住民票、印鑑証明、記載事項証明書につきましては、この数年間でコンビニの占める割合というのはもちろん伸びております。そして、10円キャンペーンを行うことによって、またさらに伸びると見込んでおりますけれども、それ以外の事務も増えてきております。

実は、戸籍の交付につきましても、以前に全員協議会のほうで御説明をさせていただきましたが、今はどの自治体の窓口でも、前は、例えば笠間市でしたら笠間市に本籍がある人の戸籍だけを交付していたのですが、今はそうではなくて、どこの戸籍であっても広域交付という形で交付をしています。そういった別の事務が増えてきておりますので、それが窓口の緩和に直接結びつくかということ、なかなか時間がかかるころであると判断しております。

○川村和夫委員 分かりました。

○坂本委員長 鈴木委員。

○鈴木宏治委員 全く同じでした。

○坂本委員長 ほかにございますか。

石井委員。

○石井 栄委員 88ページに、標準準拠システム移行業務委託料で2,000万円余りの費用が出ておりますが、これは具体的にはどういう内容なのか、教えてください。

○坂本委員長 飯村課長。

○飯村市民課長 具体的にといいますか、この自治体システム標準化と申しますのは、自治体が使用する情報システムに対しまして一定の基準や規格を設けて統一的な取扱いを促進することとなっておりますので、この数年間でこれまで国の法律、そして笠間市第2次トランスフォーメーション推進計画に基づきまして、この標準化基準に適合した情報システムへの円滑な移行に向けて、例えばデータのクレンジングであったり、抽出であったり、文字の同定作業であったり、いろいろそういった作業は行ってまいりました。そして、この標準化の全作業が、令和7年度中に完了いたします。笠間市が独自に残すものであったり、逆になくすものというのはございません。

当然でございますけれども、市民課は行政サービスの基本となるデータを作成しておりますので、標準化への移行によりまして市民の皆様は混乱を及ぼすといったことはござい

ませんので、よろしくお願いします。

○坂本委員長 石井委員。

○石井 栄委員 そうしますと、通常懸念されていることが、統一化によって自治体が独自に事業を展開しているところが削減されたりすることが懸念されているわけですが、今のお話ですと、笠間市ではこの事業によって、今までやっていた事業の削減とか、そういう影響を与えることはないということによろしいですね。

○坂本委員長 飯村課長。

○飯村市民課長 委員のおっしゃるとおりです。

○坂本委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 質疑を終わります。

以上で市長公室関係各課の審査を終わります。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前 11 時 07 分休憩

午前 11 時 15 分再開

○坂本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、政策企画部企画政策課所管の一般会計予算の審査に入ります。

歳入、歳出予算と続けて説明願います。

企画政策課長森 望君。

○森企画政策課長 企画政策課森です。よろしくお願いいたします。

議案第53号 令和7年度笠間市一般会計予算の企画政策課所管分の主な内容について御説明いたします。

まず、歳入でございます。

27ページをお開きください。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、5行目の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金2億2,665万3,000円は、安心安全防犯緊急対策事業をはじめ、各担当課の交付金事業8事業へ活用を図ってまいります。

次の地域経済循環創造事業交付金625万円は、新規ビジネスを立ち上げる事業者支援に係る国の交付金で、内容については歳出において説明をさせていただきます。

次の新しい地方経済・生活環境創生交付金715万円は、デジタル田園都市形成事業及び友部駅周辺のまちなか活性化事業に充当するものです。内容については、歳出において説明をさせていただきます。

36ページをお開きください。

16款県支出金、3項委託金、1目総務費委託金、4節統計調査費委託金は、2行目の国

勢調査委託金3,590万7,000円をはじめ、各統計調査の委託金を受けるものでございます。

40ページをお開きください。

19款繰入金、2項基金繰入金、7目まちづくり振興基金繰入金1億9,077万7,000円は、地域交流センター運営事業をはじめ、各担当課の10事業に充当するものでございます。

歳入は以上でございます。

次に、歳出予算を御説明いたします。

65ページをお開きください。

2款総務費、1項総務管理費、6目企画費3億5,014万6,000円のうち、企画政策課所管分は1億3,255万4,000円でございます。

事業ごとに説明をする都合上、ページが前後する部分もございますが、御了承をお願いします。

67ページをお開きください。

まず、公共交通関連でございます。

12節委託料の3行目、デマンド交通システム運行管理委託料8,677万4,000円は、デマンドタクシーの運行費用で、今年度はウェブ予約の導入など、利便性を向上させる運行形態の変更を行ったところでございます。引き続き、利用者の拡大に向けたサービスを提供してまいります。

70ページをお開きください。

18節負担金補助及び交付金となりますが、一番下の観光周遊バス導入負担金1,500万円は、周遊バス運行事業者によるEVバス車両の購入と充電設備の設置に対する負担金で、新たな車両の導入と併せて運行体制の再編に取り組んでまいります。

71ページをお開きください。

一番上の路線バス運行対策事業補助金1,413万9,000円は、友部地内3路線、岩間地内1路線に対する補助金でございます。

67ページにお戻りください。

次に、福原地区で取り組んでまいりましたデジタル田園都市形成に係るモデル事業を踏まえた関連事業でございます。

12節委託料の下から4行目、生活向上ICT共同研究委託料853万2,000円は、福原地区において住民に定着してきましたスマートフォンの地域アプリ「かさまコネクト」やリモコン草刈り機の市民団体への貸出しなど、広く市民へ活用を広げてまいります。また、福原地区住民の意見やアンケート結果などから、住民の防犯対策の意識の高まり等も見えてきたことを踏まえまして、歳入で御説明しました創生交付金を活用して、デジタルコンテンツを活用した防犯対策のモデル事業を市内の住宅団地と連携して実施してまいります。

68ページをお開きください。

一番上のデジタル汎用窓口運用委託料436万3,000円は、動く市役所に搭載したオンライ

ン窓口対応システムの保守運用費用でございます。動く市役所につきましては、福原地区をはじめ大橋地区、上市原地区、上郷地区で移動スーパーに併せて運用しており、引き続き各地区での運用を進めてまいります。

デジタル田園事業関連は以上でございます。

次に、7行目、地域づくり人材育成委託料594万円は、キッチンカーでの経営マネジメントの研修を通して事業責任者としての育成を図る研修など、市役所職員も含めた人材育成事業を実施するものです。

2行下のリビングラボ事業推進委託料880万円は、生涯活躍のまちモデルコミュニティにおける拠点施設の運営業務でございます。現在、20区画のうち17世帯が成約済みとなっておりまして、拠点施設を活用したイベント事業をはじめ、本市への移住の相談業務や宿泊等における移住体験の受入れ等を実施してまいります。

次に、一番下のまちなか活性化研究調査委託料700万円は、重点プロジェクトに位置づけました友部駅から市役所周辺のまちづくりプロジェクトで、エリア内の空き店舗等を活用してビジネスを創出する実践型スクールを実施してまいります。事業企画において金融機関と連携しまして、歳入で御説明しました創生交付金を活用して取り組んでまいります。

71ページをお開きください。

6行目の地域経済循環創造事業補助金1,250万円は、歳入で御説明しました国の交付金を活用した事業で、民間事業者が地域の人材や資源や活用して地域課題に対応する新規ビジネスを立ち上げる際に、金融機関と連携した上で初期投資費用を支援する事業でございます。現在、具体的な提案として2件、そのほかにも事業者からの相談を受けておりますので、本制度を活用した支援を進めてまいります。

続きまして、統計調査関連になります。

94ページをお開きください。

2目基幹統計費3,826万円は、歳入で御説明しました県委託金を受ける基幹統計調査で、令和7年度は5年ごとに実施される国勢調査事業が主な調査となります。予算としましては、1節報酬の統計調査員及び指導員等に係る報酬3,210万円が主な歳出となります。

以上、企画政策課所管分の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○坂本委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手によりお願いします。

石井委員。

○石井 栄委員 67ページのデマンド交通システム運行管理委託料8,677万4,000円が計上されておりますけれども、これについてお伺いをいたします。

一つは、住民のほうからも、料金が少し上がってしまったので近距離は少し安くしてもらえないかという希望があるのですが、その料金体系を変える予定がこの中に含まれてい

るのかどうか、その辺をお聞きしたいのですけれども。

○坂本委員長 森課長。

○森企画政策課長 デマンドタクシーの料金につきましては、当初の300円から400円に上げたというところでの利用者からの御意見かと思います。

今後につきまして、この料金につきましては、現在のところ変更する予定はございません。

○坂本委員長 石井委員。

○石井 栄委員 もう一つは、移動する場所が市内に限定されていますよね。内原のイオンまで行きたいとか、今度県立中央病院が移転するようになるとすれば、県立中央病院の場所が笠間市内になればいいですけれども市外になった場合に、運行の区域を市民利用に沿って変更するという予定があるのかどうか、できるのかどうか、その辺の考えを聞かせてほしい。

○坂本委員長 森課長。

○森企画政策課長 笠間市内への運行の区域の拡大という部分でございますが、現在のところ広げていくという具体的な計画はございません。

ただ、可能かどうかという部分でございますが、ほかの市町村においても、例えば駅がない市町村であれば、駅がある市町村までという部分でのルート編成はしてございますので、今後の動向を見ながらそういった区域の拡大等も検討していく余地はあるかと考えております。

○坂本委員長 ほかにございますか。

田村委員。

○田村幸子委員 68ページの委託料ですけれども、一つは594万円の地域づくり人材育成委託料、もう一つは新規でまちなか活性化研究調査委託料700万円、内容的にもう少し詳しく教えていただけたらと思います。

○坂本委員長 森課長。

○森企画政策課長 まず、地域づくり人材育成委託料につきましては、具体的にはこの中で二つの研修事業を考えてございます。一つ目が、令和6年度も実施をいたしました、キッチンカーを活用しまして、キッチンカーの経営の部分を実践で学びながら経営力、事業の責任者としての知識を得るという研修、こちらにつきましてが一つでございます。もう一つにつきましては、民間企業ドコモとの連携の中で今考えておりますのが、人流データなどを活用しまして、そのデータを分析して、それをどう事業企画に生かすかというところを、市の職員向けの研修として実施しようと考えております。主に、その二つの事業が人材育成の委託料の部分でございます。

続きまして、まちなか活性化研究調査委託料でございます。こちらは、友部駅周辺から市役所のエリアにかけて、空き物件、空き店舗等を活用しまして創業を支援していく

という実践型のスクール形式で、創業塾といいますか、創業スクールを実施するものでございます。こちらについては、令和7年度から3か年をかけまして、まずはそこでの創業等を考えていらっしゃる方を募集しまして、実際の物件を探して、その物件を活用しました創業の塾というものを実施していくと。2年目以降、そのブラッシュアップ、あるいはリノベーション等のことも学びまして、最終的にはそこに参加した方々の中で創業していくというものにつなげていきたいという研修でございます。

○坂本委員長 田村委員。

○田村幸子委員 最初の地域づくりのほうでは、キッチンカーの活用についての勉強をされるということですが、これは市民向けと捉えていいですか、職員も含めてですか。2番目のほうが、職員ですか。

○坂本委員長 森課長。

○森企画政策課長 キッチンカーを活用した研修事業につきましては、今年度は民間の方の募集も含めた中で実施をしましたが、令和7年度につきましてはこの事業が職員育成にも大分いいかなという部分があったので、職員に限定して実施してまいりたいと考えております。

○坂本委員長 田村委員。

○田村幸子委員 ということは、職員の方も今後何かイベントとか、そういったときに参加できるようなことも含めてということですか。

○坂本委員長 北野部長。

○北野政策企画部長 今、課長が説明した案件でキッチンカーというのをやりたいわけでは全くなく、研修は当然、人事課が人材育成方針に基づいて行ってまいります。

私どもの場合は、その中でも特に実践型という形で今回、飲食業というのをテーマにしますと、労務管理から事業企画、広告、ある種の一つの事業のプログラムを一式担うことができると。これは、今後の事業マネジャーをつくり、また企画力のある職員を育成していくというところにも非常に役立つという部分があったので、前年度は市民の皆様を募集する形で一つの成果も上がってきたのですが、今年度はもっと対象を広く市内調査とかもろもろを現地で行うというような趣旨から今回の事業に取り組むもので、結果としまして、イベントで何かをやらせる職員を育てるということではございません。通常の事業企画、またマネジャーになれるような職員を実践型で育成をしていくという観点で進める事業でございます。

○坂本委員長 暫時休憩します。

午前11時32分休憩

午前11時32分再開

○坂本委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

北野部長。

○北野政策企画部長 続けて御説明をさせていただきます。

まちなかの事業につきましても、今、地方都市で往々に苦しむのは人材の不足でございます。どのような形で人材を確保していくか、これは産業の面でももちろんそうですし、まちづくりという観点でも同じ課題に直面しております。

一方で、新しいものをつくるということではなく、今あるものを使って新しい何が生み出せるかという考え方の下で、店舗だったり空き家だったり、もろもろ今の資源ございます。そういったところを中心に、スクール型で、チーム制で、例えばここを使ってどういう事業ができるのか、それをプロの人材も講師として招き入れる形で、基本的には3年間かけてやろうと思っているのですが、国の交付金を活用して続けていきたいという形でございます。

ですので、今回は、市内外広く募集をしていきたいという考えでございます。

○坂本委員長 ほかにございますか。

川村委員。

○川村和夫委員 今おっしゃいました国の交付金というのは、何の交付金でしょうか。

○坂本委員長 今のページ、どっちのほうでしょう。

○川村和夫委員 まちなか活性化でしたっけ、チーム制を使ってまちづくりする云々というお話がありましたけれども。

○坂本委員長 キッチンカーのほうでなくて、まちなか活性化事業のほうは、国の補助が入っているかどうかですか。

○川村和夫委員 はい。

○坂本委員長 森課長。

○森企画政策課長 交付金につきましては、新しい地方経済・生活環境創生交付金という交付金でございます。

これまで、デジタル田園創生交付金というものでございました。それを引き継ぐ形で、名称が新しくなっている交付金でございます。

○坂本委員長 川村委員。

○川村和夫委員 それは、50%ですか。

○坂本委員長 森課長。

○森企画政策課長 おっしゃるとおり、2分の1のものでございます。

○坂本委員長 川村委員。

○川村和夫委員 そのまちなか活性化のことですが、この委託先と、3年先の期待する成果というのは、どんなものをイメージしているのでしょうか。

○坂本委員長 森課長。

○森企画政策課長 この事業の委託先の前に、この事業につきましては、説明の中でも金

融機関と連携してという部分ございましたので、金融機関とその創業の部分でまちづくりを考えると意味で、一緒に研究していくというところが前提にありまして、そこからこのスクールを実際実施していく事業者、その委託先については、プロポーザルなりで今後決めてまいります。

こういったことを実施することで、実際に空き物件が活用されて創業が増えていくという流れをつくっていけるというところと、まちなかのそういった人材が増えていくという部分で、期待をしているところでございます。

○川村和夫委員 分かりました。

○坂本委員長 ほかにございますか。

石井委員。

○石井 栄委員 今年、新規事業で未来人材育成確保事業というものが計上されていますけれども、先ほど触れられた件でもあるのですが、この人材の確保についてどういう手順で確保をしていくのか。その辺段階を追って、どのように進めていくのかというのが分かりましたら教えてください。

○坂本委員長 暫時休憩します。

午前 11 時 36 分休憩

午前 11 時 39 分再開

○坂本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

石井委員。

○石井 栄委員 地域づくり人材育成委託料594万円、この人材育成というのはどういう手順で、年間を通じて進めていこうとされているのでしょうか。

○坂本委員長 北野部長。

○北野政策企画部長 まず、この人材育成の考え方でございます。少し総枠の話をさせていただきます。

今現在、とにかく人材が不足しているのは地域だけではなく、市役所においても同一でございます。そういった中の課題としましては、作業効率化だったり、職員の能力向上、さらには定数、作業効率化、こういったところに関わってくるということで、令和7年度に関しましては三つの柱で、当然人事課と、私どもだけがやるということではないのですが、民間人材の受入れ、さらにはデジタル化、特に若手の職員を対象としました実践型の研修、この3軸で動かしていくと。これを順番に何かをするということではなくて、同時にそれらを動かしていく。

それは、令和7年度急に始まったことではなく、今までも民間人材の受入れ等は進めてまいりましたので、これらを包括的に進めながら、今、難しい人材確保、さらには育成にチャレンジをしていくということで、人事課が行う計画的な研修のほかに、私どももそこ

を担ってスタートさせていただくという考え方で進めてまいりますのでございます。

○坂本委員長 石井委員。

○石井 栄委員 結構です。

○坂本委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 質疑を終わります。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前 11 時 41 分休憩

午前 11 時 42 分再開

○坂本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、企業誘致・移住推進課所管の一般会計予算の審査に入ります。

歳入、歳出予算と続けて説明願います。

企業誘致・移住推進課長滝田憲二君。

○滝田企業誘致・移住推進課長 企業誘致・移住推進課の滝田でございます。

議案第53号 令和7年度笠間市一般会計予算のうち、企業誘致・移住推進課の主なものにつきまして説明させていただきます。

歳入につきまして、30ページをお開き願います。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、5目土木費国庫補助金、3節住宅費補助金のうち、当課所管分は、説明欄5行目、空き家対策総合支援事業補助金1,153万3,000円でございます。これは、空き家関連に関する国庫の補助でございます。

続きまして、32ページをお開き願います。

16款県支出金、2項県補助金、1目総務費県補助金、1節総務管理費補助金のうち、3行目、わくわく茨城生活実現事業費補助金787万8,000円で、これは地方創生の中で取り組む移住推進事業に対する国負担分を含む県補助金でございます。

次に、39ページをお開き願います。

18款寄附金、1項寄附金、2目総務費寄附金、1節総務管理費寄附金のうち、1行目、ふるさとづくり寄附金4億円は、いわゆるふるさと納税として受ける寄附金でございます。なお、直近の実績でございますが、令和5年度が約1億7,400万円、令和6年度の見込みについては2億4,000万円でございます。

歳入については以上でございます。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。

65ページをお開き願います。

2款総務費、1項総務管理費、6目企画費3億5,014万6,000円のうち、当課所管分は1億3,062万7,000円で、企業誘致に係る事業、地域おこし協力隊事業、定住促進事業費等を

計上してございます。

1 節報酬の 6 行目、パート報酬、当課所管分は1,318万8,000円で、主に地域おこし協力隊員のパート報酬であります。新年度は、活動を継続する 3 名の協力隊員と、新たに 3 人の協力隊員を採用する予定でございます。

続きまして、71ページをお開き願います。

18節負担金補助及び交付金で、5 行目の移住支援金1,040万円は、一定の条件に基づき東京23区等から市内に移住した場合に補助を行うものです。補助金は、2 人以上の世帯に100万円で、子育て支援として18歳未満の世帯員 1 人に対して100万円が加算されます。

次に、企業立地促進事業補助金5,000万円は、一定の要件を満たした立地企業への補助で、茨城中央工業団地内に 8 月頃に操業します製造業を予定しております。

続きまして、78ページをお開き願います。

13目市民活動費、予算額 3 億9,401万円のうち、当課所管分は 2 億5,043万2,000円で、ふるさとづくり寄附金制度事業に必要な経費を計上しております。

79ページをお開き願います。

12節委託料の下から 3 行目、ふるさとづくり寄附金業務代行委託料 2 億1,291万5,000円は、寄附に係るポータルサイトの運営委託や寄附金の受付から証明書の発送などを行う一括代行委託料でございます。

続きまして、170ページをお開き願います。

7 款土木費、4 項都市計画費、1 目都市計画総務費、予算額 2 億6,417万3,000円のうち、当課所管分は 1 億6,663万8,000円で、安居工業地域整備事業費を計上しております。

172ページになります。

14節工事請負費の道路新設改良工事費 1 億4,600万円は、令和 6 年度からの繰越明許費を合わせ、県道交差点付近の改良工事や幹線道路の舗装工事、区画道路の改良工事等を行い、令和 7 年度をもって完了する予定であります。

続きまして、175ページをお開き願います。

7 款土木費、5 項住宅費、1 目住宅管理費、予算額 1 億6,123万円のうち、当課所管分は5,486万7,000円で、空き家に対する補助事業のほか、空き家制度推進に必要な経費を計上しております。

176ページをお開き願います。

14節工事請負費の住宅整備工事費のうち1,000万円は、市が空き家を借り上げ、修繕を施し、芸術家等に貸し付ける空家サブリース事業に関する工事費で、2 棟の改修工事を予定しております。

177ページに移っていただき、18節負担金補助及び交付金の 2 行目、地域活性化起業人事業負担金590万円は、専門的知識を有する人材を三大都市圏の企業から受け入れるための費用で、空家サブリースを中心に、空き家の利活用対策の取組を強化します。

空家利活用補助金の1,715万円は、空家バンク登録物件の修繕、購入、または家財処分等の一部を補助する事業でございます。

次に、空家解体撤去補助金620万円は、老朽危険空き家の解体撤去工事費の一部を補助するものでございます。

説明は以上となります。

○坂本委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手によりお願いします。

川村委員。

○川村和夫委員 一つだけ、79ページの12節委託料の下から3行目、ふるさとづくり寄附金業務代行委託料とありますけれども、寄附金が多くなればなるほど、この委託料も多くなるという解釈なのでしょうか。というのは、損益分岐点があつて、これ以上は全部もうかるというふうな仕組みではないということなのでしょうか。

○坂本委員長 滝田課長。

○滝田企業誘致・移住推進課長 損益分岐点は、ある程度4億円に見込んだ委託料を見込んでおります。ただ、その寄附額が増えれば増えるほど返礼品の負担も増えますので、またポータルサイトについても寄附額に応じた10%程度の委託料になりますので、増えるという内容でございます。

○坂本委員長 川村委員。

○川村和夫委員 分かりました。

4億円にするために、その返礼品というのはこれから種類を増やしていくと思うのですが、今の段階でどういうものを想定していらっしゃるのでしょうか。

○坂本委員長 滝田課長。

○滝田企業誘致・移住推進課長 4億円にするための返礼品でポイントになるのは、我々として今、米と考えてございます。現在の米につきましては、定期便などのラインナップを拡大しながら、令和5年度が630万円だったところ、令和6年12月末で1,110万円ということで、176%伸びてございます。

ただ、出していただいている方が個人の7件の農家と集荷業者3件でありまして、絶対量が少ない状況でございます。仮に、米150トンを返礼品として確保できれば、約2億円の寄附金が見込めると考えてございますので、まずその米を確保するということを重点的に取り組んでいきたいと考えております。

○川村和夫委員 分かりました。

○坂本委員長 ほかにございますか。

石井委員。

○石井 栄委員 それでは、71ページの企業立地促進事業補助金5,000万円ほど上がって

いますけれども、この対象というのはどういう基準になっているのか、どういう企業なのかをお願いします。

○坂本委員長 滝田課長。

○滝田企業誘致・移住推進課長 企業立地促進事業補助金につきましては、対象については、1ヘクタール以上の用地を取得して1億円以上の投資をして、3年以内に操業する製造業、物流業など、業種も限定しておる要件がございます。また、交付の対象として、市民雇用5人以上ということで要件をつけているところでございます。

○坂本委員長 石井委員。

○石井 栄委員 そうしますと、1ヘクタール以上で1億円以上、それから市民雇用5人ということですが、この対象企業というのは大きく分けますと、中小企業とか大企業ということから言うと、どちらが対象になるのか、両方対象になるのか、その辺お聞きしたいなど。

○坂本委員長 滝田課長。

○滝田企業誘致・移住推進課長 中小企業、大企業とも、その要件を満たせば対象になります。

○坂本委員長 石井委員。

○石井 栄委員 市民雇用5名というのは、雇用者の中の50%以上とか、そういう基準というのは特にはありますか。何%以上、5割以上とか、そういうのはあるのでしょうか。

○坂本委員長 滝田課長。

○滝田企業誘致・移住推進課長 現在の要件としては、市民の正規雇用5人以上となっておれば要件クリアとなります。

○坂本委員長 ほかにございますか。

村上委員。

○村上寿之委員 川村委員の続きの話で、さっき米の確保に努めていると、米の確保で2億円ぐらいのふるさと納税の収益が見込めるようなお話をしていた中で、今、米のこういうない時代にどんなことを考えているか、そのところをお聞きいたします。

○坂本委員長 滝田課長。

○滝田企業誘致・移住推進課長 まず、個人の農家の拡大ということもあります。ただ、そこだけでは大きく確保するのは難しい点がありますので、集荷業者にさらに求めているのと、今後の課題としては、もっと大きいJAなども対象になり得るのかなど。そういったところも含めて、検討していきたいと思っております。

○坂本委員長 村上委員。

○村上寿之委員 今現在どのぐらい進んでいるのですか、その話。

○坂本委員長 滝田課長。

○滝田企業誘致・移住推進課長 大きい農家の中では、法人の業者に1者当たっていると

ころであります。ＪＡとは、本当にこれから始まりであります。

○坂本委員長 村上委員。

○村上寿之委員 こういう交渉した中で、米の値段が高いという現状の中、そこらの高い金額で米を提供してもらうのか、そこら辺の価格面的にはどのように考えているか、そこをお聞かせいただければと思います。

○坂本委員長 滝田課長。

○滝田企業誘致・移住推進課長 米の価格については、昨年産、令和６年度産は上がっている状況の中で、去年の秋より今現在も上がっているというお声を聞きます。返礼品にお米を提供していただくところについては、価格もある程度相場感も含めた価格を……。

○坂本委員長 北野部長。

○北野政策企画部長 ふるさと納税については、私ども寄附額を増額するというのがもちろん大きな目標ではございます。

ただ一番大事なことは、その返礼品の事業者には、ある種市場性を無視して返礼品を納めていただくというのは、これは完全な本末転倒でございますし、その委託料もほとんどが返礼品の金額になるわけですから、当然納めていただく方々にとってメリットがある、これは価格も含めてですけれども、そういった交渉になってくるかと思います。

また、お米に特化して先ほど御説明したのですけれども、私どもほかと比較して、今あるものでかつ弱いところ、そもそも日用品というジャンルが少し弱いです。ふるさと納税も様々な理由で伸びているところ、伸びないところあるのですけれども、その戦略を再構築しているところがございますので、お米ももちろん頑張りますけれども、そのほかの今までどおり、栗であったり、梨であったり、全体的に農家方にとっていい形になるような交渉、協議というものは行っていきたいというのが、基本的な考え方でございます。

○坂本委員長 暫時休憩します。

午前１１時５７分休憩

午前１１時５９分再開

○坂本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質問ございますか。

石井委員。

○石井 栄委員 １７７ページに、空家利活用補助金というのが１，７００万円ほど上がっていますけれども、この空家利活用補助金というのは、利活用のどういう項目に対して補助がされるのか。その空き家は、どういう空き家であれば可能なのか、その辺お願いします。

○坂本委員長 滝田課長。

○滝田企業誘致・移住推進課長 利活用ということなので、今、空家バンク制度を運営しております。この空家バンクに登録した物件、例えば空き家を修繕してグレードアップし

たり、家財処分ができなくて困っている空き家の家財処分の援助で支援をしたり、または実際に購入されたときの支援という形で、空家バンク登録物件に対する支援をしている状況でございます。

○坂本委員長 石井委員。

○石井 栄委員 上限は幾らと決まっているのでしたっけ。

○坂本委員長 滝田課長。

○滝田企業誘致・移住推進課長 修繕では上限50万円とか、それぞれの項目で、例えば家財処分であれば10万円、居住誘導区域内の物件については20万円とか、それぞれ限度額を定めてやってございます。

○坂本委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 質疑を終わります。

入替えのため暫時休憩いたします。

午後零時 0 0 分休憩

午後零時 0 2 分再開

○坂本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、デジタル戦略課所管の一般会計予算の審査に入ります。

歳入、歳出予算と続けて説明願います。

デジタル戦略課長鈴木昭彦君。

○鈴木デジタル戦略課長 デジタル戦略課の鈴木です。どうぞよろしくお願いいたします。

議案第53号 令和7年度笠間市一般会計予算のうち、デジタル戦略課所管の主なものについて御説明申し上げます。

初めに、歳入でございます。

27ページを御覧ください。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金3億1,312万5,000円のうち、デジタル戦略課所管分は、上から3段目の社会保障・税番号制度システム整備費補助金（中間サーバー）412万9,000円でございます。内容は、現行システムが令和7年度までの利用となり、次期システムの開発を令和6年度、令和7年度に行うことになります。このため、市町村からJ-LISに負担金を支出することになりますが、当補助金はその負担金に充当する国の補助金になります。

次に、37ページをお開きください。

17款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入8,823万7,000円のうち、デジタル戦略課所管分は、1節土地建物貸付収入の1段目、光ファイバ回線貸付収入4,644万8,000円でございます。内容は、市で整備した光ファイバー回線をNTT東日本に貸し付けてお

りまして、その貸付収入でございます。

43ページをお開きください。

21款諸収入、4項雑入、5目雑入6億2,065万2,000円のうち、デジタル戦略課所管分は、ページをおめくりいただきまして、2節雑入の下から8段目、デジタル基盤改革支援補助金（標準化・共通化）1億9,887万4,000円でございます。自治体情報システムの標準化・共通化に関する事業に対して、補助率10分の10の地方公共団体情報システム機構 J - L I S を通した総務省の補助金でございます。事業内容は、住民記録、戸籍など基幹系20業務の標準準拠システムへの移行に要する費用でございます。本市では20業務中、18業務が12月22日にスタートする予定でございまして、戸籍、戸籍附票の2業務につきましては2月24日にスタートする予定でございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。

73ページを御覧ください。

10目電算管理費の予算額6億5,103万5,000円は、全てデジタル戦略課の所管でございます。

主な内容は、74ページを御覧ください。

11節役務費でございますが、通信運搬費が主なもので、友部地区公共施設間の光通信サービスの通信料や執行部のタブレット通信料、公共施設 W i - F i ルーターの通信料が主なものでございます。

12節委託料でございます。1段目の電算システム保守点検委託料は、情報系システム及びネットワークの運用サポートなどが主なものでございます。

2段目の電算業務委託料は、基幹系システムにおけるサーバー機器等の更新に伴う構築による委託料でございます。

4段目の伝送路保守委託料、光ファイバー網の保守及び東電や N T T の電柱移設に伴う張り替え委託料でございます。

5段目の情報関連機器廃棄委託料、こちらは耐用年数を超え、使用を取りやめたプリンターなどを廃棄する委託料でございます。令和6年度からは、パソコンの廃棄については、障害者の工賃アップのため、内部からレアメタルを回収する取組を行う障害者就労支援施設に無償譲与という形を取り、廃棄費用の削減を図っております。

7段目の標準準拠システム移行業務委託料でございますが、標準化に伴う移行費用でございまして、12月22日の移行に向けて8月下旬からリハーサル環境の構築を行い、基幹系システム担当職員が新システムをスムーズに運用できるよう準備していく予定でございます。

8段目の B P R 支援業務委託料は、業務プロセスの再設計を通じてデジタル化を図り、業務の最適化を図るための委託料でございます。これにより、職員が B P R の手法を学んで、B P R の実用化を目指してまいります。

次に、13節使用料及び賃借料でございますが、1 段目、基幹系システム使用料は、住民基本台帳などのシステム使用料でございます。

2 段目の電算システム使用料は、家屋評価システム、また生成 A I プラットフォームなどの使用料でございます。

4 段目の伝送路施設等使用料は、光ファイバーを添架している電柱等の使用料でございます。

5 段目のガバメントクラウド使用料は、標準化・共通化の取組と一緒に国と自治体が進めているもので、ガバメントクラウドと申しますのは政府共通のクラウドサービスのことを指しております。全国の自治体は、標準化に伴い、基幹系20業務のシステムをガバメントクラウドに認定されているクラウドサービス上に構築する必要があります。本市が契約しているベンダーは、A W S、アマゾンウェブサービス上に構築しておりますが、その A W S の使用料となります。

続いて、75ページをお開きください。

4 段目の内部情報系システム使用料は、文書決裁システムと財務会計システムの使用料でございます。

17節備品購入費につきましては、基幹系システムにおいてパソコン220台、プリンター32台を更新するものでございます。基幹系システムは平成31年1月に導入したもので、来年度は7年目を迎えます。本来であれば5年程度で更新するものですが、この間に標準化・共通化の取組がスタートしたため、更新予定を先延ばししまして標準準拠システムに移行するとともに、機器の更新を行うものでございます。

最後に、18節負担金補助及び交付金でございますが、中間サーバー A S P サービス負担金から、次の76ページの J - L I S 負担金まで9件ほどございます。茨城県や市町村と共同で情報システムを運用していることから、それぞれの自治体が負担金を各協議会に拠出し、運用しているものでございます。

以上でデジタル戦略課の所管する令和7年度笠間市一般会計予算の説明を終わらせていただきます。

○坂本委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手によりお願いします。

鈴木委員。

○鈴木宏治委員 1点だけですけれども、機器の更新があるということで W i n d o w s 10が今年度10月14日でしたか、サポート期限が来るという形ですので、今、現時点で古いコンピューターを使っているという形になると危険だなという部分あるのですが、その辺対策はされていますでしょうか。

○坂本委員長 鈴木課長。

○鈴木デジタル戦略課長 もちろん、更新できないものは使用を取りやめておまして、更新できるものはアップデートしております。

○坂本委員長 鈴木委員。

○鈴木宏治委員 大丈夫です。ありがとうございました。

○坂本委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 質疑を終わります。

以上で政策企画部関係各課の審査を終わります。

入替えのため暫時休憩いたします。

午後零時 11 分休憩

午後零時 11 分再開

○坂本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、総務部笠間支所地域課所管の一般会計予算の審査に入ります。

歳入、歳出予算と続けて説明願います。

笠間支所地域課長根本 薫君。

○根本笠間支所地域課長 議案第53号 令和7年度笠間市一般会計予算の笠間支所地域課所管分について御説明いたします。

歳入はありませんので、歳出の主な予算について説明いたします。

地域課の予算につきましては、笠間支所庁舎と公用車の維持管理費用が主なものでございます。

予算書54ページをお開きください。

一番下になります。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、地域課所管分につきましては23万1,000円で、笠間支所の事務用品費などでございます。

57ページを御覧ください。

主なものとしまして、10節需用費の消耗品費として、事務用品代及び加除書籍代など、809万8,000円のうち、22万5,000円を計上しております。

続きまして、62ページを御覧ください。

5目財産管理費のうち、地域課所管分につきましては155万5,000円で、笠間支所で管理する管内小中学校、公民館等の公用車の維持管理費用が主なものでございます。

10節需用費では、修繕料として、車検整備と法定点検の費用、その他修繕を含め、1,139万1,000円のうち、100万8,000円を計上しています。

11節役務費1,726万1,000円のうち、車検代行等手数料や自動車損害保険料など36万2,000円を計上しております。

続きまして、72ページをお開きください。

8目笠間支所費640万3,000円につきましては、笠間支所庁舎の維持管理費用でございます。

主なものとしまして、10節需用費では、消耗品費としてコピーカウンター料や庁舎管理用として85万3,000円、光熱水費として239万7,000円を計上しております。

11節役務費では、通信運搬費として電話料など60万円、12節委託料として、草刈等管理委託、清掃委託料など126万円を計上しております。

13節使用料及び賃借料として、コピー使用料、駐車場の土地賃借料など107万7,000円を計上しております。

笠間支所地域課所管分につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

○坂本委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手によりお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 質疑を終わります。

入替えのため暫時休憩いたします。

午後零時15分休憩

午後零時15分再開

○坂本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、岩間支所地域課所管の一般会計予算の審査に入ります。

歳入、歳出予算と続けて説明願います。

岩間支所地域課長橋本祐一君。

○橋本岩間支所地域課長 岩間支所地域課所管分について説明いたします。

歳入はございませんので、歳出のみの説明となります。

一般会計予算書54ページを御覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費につきましては、岩間支所分は43万4,000円であり、主なものにつきましては57ページを御覧ください。

10節需用費の消耗品費809万8,000円のうち、24万7,000円であり、内訳としましては、支所で使用する事務用品等の購入費用になります。

続きまして、62ページを御覧ください。

5目財産管理費につきましては、岩間支所分は車両管理事業として80万5,000円であり、主なものにつきましては、下から2行目、10節需用費の修繕料1,139万1,000円のうち、53万2,000円になります。内訳としましては、岩間支所で管理する管内の小中学校や給食センターも含めた公用車11台分の車検や法定点検などに要する費用であり、11月より資産経営課による包括車両管理委託の移行に伴い、10月分までの計上になります。

次に、11節役務費のうち、次の63ページを御覧ください。上から8行目の自動車損害保険料443万8,000円のうち、12万5,000円であり、内訳としましては、公用車5台分の車検時に支払う自賠責保険料になります。

続きまして、73ページを御覧ください。

9目岩間支所費につきましては、本年度予算額1,771万6,000円を計上しており、市民センターいわま全体の維持管理に要する費用になります。

主なものにつきましては、10節需用費1,287万5,000円であり、内訳としましては、消耗品費97万8,000円は、複合機2台分のカウンター料や庁舎管理用消耗品の購入費用になります。光熱水費1,138万8,000円は、2階図書館、3階公民館も含めた施設全体の電気料及び上下水道料になります。

11節役務費の通信運搬費75万6,000円は、支所全体の電話料になります。

12節委託料360万8,000円は、敷地内の草刈りや樹木剪定などの草刈等委託料130万8,000円、庁舎の清掃委託料205万1,000円になります。

13節使用料及び賃借料45万8,000円は、主にコピー複合機等のリース料になります。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○坂本委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手によりお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 質疑を終わります。

入替えのため暫時休憩します。

午後零時19分休憩

午後1時00分再開

○坂本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、先ほどの市長公室秘書課の審査における秘書課の発言において、訂正がありますので、発言を許可いたします。

甘利課長。

○甘利秘書課長 秘書課甘利です。

先ほどの村上委員の有料広告の実績の中で、私のほうで「広報かさま」の小さい広告につきまして28件、大きい広告につきまして85件、市のホームページのバナー広告について3件との御説明をさせていただいたところでございますが、正しくは「広報かさま」の大きい広告は28件、小さい広告は85件、市のホームページのバナー広告は3件が正しいものでございます。

大変失礼しました。

○坂本委員長 次に、総務課所管の一般会計予算の審査に入ります。

歳入、歳出予算と続けて説明願います。

総務課長稲田和幸君。

○稲田総務課長 総務課の稲田です。よろしくお願いいたします。

議案第53号 令和7年度笠間市一般会計予算につきまして、総務課所管分の主なものについて御説明いたします。

初めに、歳入になります。

36ページをお開きください。

16款県支出金、3項委託金、1目総務費委託金、本年度予算額2億4,226万2,000円のうち、3節選挙費委託金8,052万2,000円は、参議院議員通常選挙費委託金4,386万4,000円及び、その下にございます茨城県知事選挙費委託金3,665万7,000円を収入するものでございます。

歳入につきましては以上でございます。

続きまして、歳出につきまして御説明いたします。

54ページをお開きください。

下段の2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度予算額12億3,936万6,000円のうち、6,186万6,000円が総務課分になります。

続きまして、56ページをお開きください。

中段の7節報償費3,256万3,000円のうち、総務課分は、上から3行目の区長報償費2,975万円が主なもので、310行政区の区長に対する報償費として計上するものでございます。

次に、57ページをお開きください。

12節委託料5,009万9,000円のうち、総務課分は、上から6行目の区長文書配送人材派遣業務委託料245万2,000円と、その下の区長文書配達業務委託料160万円で、全ての行政区を対象に区長文書配達業務の外部委託を行う予算としまして計上するものでございます。

次に、58ページをお開きください。

18節負担金補助及び交付金2,071万4,000円のうち、総務課分は1,257万3,000円になります。

59ページをお開きください。

上段の最後でございます、行政事務連絡交付金1,197万円は、各行政区及び行政区に準ずる班を対象に行政事務を円滑に行われるよう交付するもので、加入1世帯当たり500円を交付するものでございます。

次に、その下の2目文書広報費になります。本年度予算額7,948万8,000円のうち、4,716万7,000円が総務課分になります。

60ページをお開きください。

11節役務費3,260万7,000円の1行目の通信運搬費3,209万2,000円のうち、3,205万6,000円が総務課分になりまして、内訳としましては、年間の庁内で発送する郵便後納料金3,100万円及びインターネットからの行政情報の利用料105万6,000円になります。

続きまして、71ページをお開きください。

下段の7目男女共同参画費70万円6,000円が、総務課所管になります。

主なものは、一番下の12節委託料58万6,000円の中学生を対象に行うユニバーサルデザイン研修業務委託料と、次のページに移っていただきまして、1行目にございます子育て家庭向けの講座を行う子連れスタイル推進事業委託料になります。

続きまして、78ページをお開きください。

13目市民活動費になります。本年度予算額3億9,401万円のうち、1億874万7,000円が総務課分になります。

次に、79ページをお開きください。

12節委託料3億1,101万4,000円のうち、9,158万9,000円が総務課分になります。上から7行目の地域交流センターともべ指定管理料3,740万円、その下の地域交流センターいわま指定管理料2,941万5,000円、その下の地域交流センター笠間地区運營業務委託料640万5,000円、その下の消費生活相談業務委託料1,610万8,000円が主なものでございます。

次に、80ページをお開きください。

14節工事請負費451万8,000円のうち、上から2行目の施設整備工事費80万円と、二つ下のLAN整備工事費74万8,000円が総務課分になりまして、内容としましては、地域交流センターともべの外装塗装や消費生活センターのネットワーク環境構築になります。

次に、18節負担金補助及び交付金4,609万5,000円のうち、703万3,000円が総務課分になります。下から2行目のまちづくり市民活動助成金261万9,000円、次のページをお開きいただきまして、3行目の地域集会所建設事業補助金258万円が主なものでございます。

次に、89ページをお開きください。

下段の2款総務費、4項選挙費になります。

90ページをお開きください。

2目参議院議員通常選挙費、本年度予算額4,539万6,000円になります。こちらは、令和7年7月25日任期満了に伴う参議院議員通常選挙の執行経費を計上するものでございます。

続きまして、91ページをお開きください。

3目茨城県知事選挙費、本年度予算額3,665万7,000円です。こちらは、令和7年9月25日任期満了に伴う茨城県知事選挙の執行経費を計上するものでございます。

続きまして、92ページをお開きください。

中段の4目市長選挙費、本年度予算額1,288万1,000円になります。こちらは、令和8年4月22日任期満了に伴う笠間市長選挙の執行経費で、令和7年度中に必要となる啓発物品や投票用紙、投票所入場券作成などの経費を計上するものでございます。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

大変失礼いたしました。

90ページの参議院議員通常選挙の任期満了日ですが、7月25日と御説明いたしましたが誤りで、正しくは7月28日となります。大変失礼いたしました。

○坂本委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手によりお願いします。

鈴木委員。

○鈴木宏治委員 71ページの7目、12節委託料、ユニバーサルデザイン研修業務委託料ですかね。中学生対象ということだったのですが、何人ぐらいを対象に、どのぐらいの頻度でやったのかというのを教えてください。

○坂本委員長 稲田課長。

○稲田総務課長 こちら令和5年度から始めまして、令和5年度に笠間中学校、こちらは一学年を対象に行いました。今年度、令和6年度は稲田中学校で、こちら2クラス、また別教室で保護者の方もタブレットで参考までに御覧いただいたというところでございます。

○坂本委員長 鈴木委員。

○鈴木宏治委員 業務委託ということは、ミライロか何かに頼んだのかなと思うのですが、オンラインの研修ができるのであれば、年1校というよりは、ある程度皆さんで共有できるような形で何校か同時にやるとか、何学年か同時に配信することによって、同じ金額、少ない金額、もしかするとインセンティブ少し取られるかもしれませんが、そういった形でたくさんの生徒たちや保護者の方々に受講していただける機会を広げられるように検討はしていただけないでしょうか。

○坂本委員長 稲田課長。

○稲田総務課長 料金のほうも人数によって限られる部分あるのですが、できるだけ多くの生徒が一度に受講できるように検討していきたいと考えております。

○坂本委員長 鈴木委員。

○鈴木宏治委員 そのように、ぜひよろしくをお願いいたします。

○坂本委員長 ほかにありますか。

川村委員。

○川村和夫委員 79ページの12節委託料の中の地域交流センターいわま指定管理料ですが、令和6年度2回ぐらい補正予算で光熱費の高騰でということがありましたけれども、これ着地点どこら辺になるのでしょうか。最初の指定管理料ではなくて、令和6年度は光熱費プラスした部分の着地というのは幾らなののでしょうか。

○坂本委員長 暫時休憩します。

午後1時12分休憩

午後 1 時 1 2 分再開

○坂本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

関根グループ長。

○関根総務課 G 長 総務課の関根です。

地域交流センターいわまの指定管理料ですけれども、令和 6 年度光熱水費の見込額が 420 万円ということで、今回、電気代のほうは 110 万円、3 月補正で計上しております。令和 6 年度満了ということから新たに指定管理者を募集しまして、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間にしましては、高騰分の電気料ですとか、人件費も含めて予算額を計上しまして、令和 7 年度分は全部で 2,941 万 5,000 円ですので、そちらの分は補正なしで対応できるかと思っております。

○坂本委員長 今の川村委員の質問は、令和 6 年度で結果どのぐらいの総額になりますかという質問だったと思うのですが、240 万円と 110 万円を追加して総額ですということが言いたいのですかね。令和 7 年度と同じような金額になるのですかね。

暫時休憩します。

午後 1 時 1 4 分休憩

午後 1 時 1 5 分再開

○坂本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

関根グループ長。

○関根総務課 G 長 令和 6 年度は人件費プラス電気代をプラスしましたので、2,594 万 4,900 円の指定管理料となっております。

○坂本委員長 川村委員。

○川村和夫委員 そうすると、令和 7 年度から 5 か年の指定管理に関しては十分に賄えるという形で理解してよろしいでしょうか。

○坂本委員長 関根グループ長。

○関根総務課 G 長 そのとおりでございます。

○川村和夫委員 分かりました。

○坂本委員長 ほかに。

田村委員。

○田村幸子委員 説明にはなかったのですが、80 ページのところの一番最後のところに、笠間市国際交流協会補助金 60 万円が入っておりまして、これは通年 60 万円の補助金を出していただいていると思いますが、81 ページのところ、国際交流協会創立 30 周年記念事業補助金として 50 万円が計上されております。これは、予算に関する参考資料、内示会で頂きました資料にまとめてありまして、国際交流事業として 50 万円、111 万円と計上されて

いるので、この50万円は何にどのように使われるのか、教えていただければと思います。

○坂本委員長 稲田課長。

○稲田総務課長 国際交流協会創立30周年記念事業に充てられまして、笠間市内在住の外国の方が集まって交流いただくという事業の部分と、講師を招いて講演を行う、そちらに一部充てていただくということで、50万円を補助するものでございます。

○坂本委員長 田村委員。

○田村幸子委員 交流協会の事業の中の一つとして行うということですか。

○坂本委員長 稲田課長。

○稲田総務課長 その中にも、この補助が活用されるということでございます。

○坂本委員長 ほかにございますか。

石井委員。

○石井 栄委員 80ページの下から2行目に、まちづくり市民活動助成金261万9,000円計上されていまして、この予算に関する参考資料では市民活動助成事業263万3,000円となっていますので、これに符合する予算かなと思うのですが、これ拡充となっていますが、この活動助成事業、どのような活動にどのような助成をして、今回拡充は何がどのように拡充されたのか、御説明をお願いします。

○坂本委員長 稲田課長。

○稲田総務課長 こちらの助成事業でございますが、令和6年度まではNPO団体や各地域の団体を対象にした地域活性化の活動に対して、助成を行ってきました。令和7年度につきましてはさらに対象を広げまして、地域の行政区や自治会の活動に対しても地域活性化のために、助成を行うものでございます。

○坂本委員長 石井委員。

○石井 栄委員 行政区や自治会のどんな活動に対して、どのくらいを限度にして助成をするのでしょうか、お願いします。

○坂本委員長 稲田課長。

○稲田総務課長 活動内容としましては、地域の運動会とか、あとは健康づくり、防災関係、いろいろなジャンルで地域の行政区とか自治会の方が活動していただける事業を対象としております。

助成額でございますが、こちら3年間で最大60万円を上限としまして助成を行っていく事業でございます。

○坂本委員長 石井委員。

○石井 栄委員 3年間で60万円といいますと、その手続や考え方ですけれども、3年間まとめてこういう計画があるから60万円を上限に支給してくださいというのか、それとも単年度ごとに申請をするのか。

それと、3回目なので聞きますね。地域行政区と自治会の区分けが必ずしもはっきりし

ていないのではないかなと思うのですが、これは地域の行政区だ、これは地域の自治会だというふうな区分で書かなくてはならないものなのか。それが一体になっている場合に、どういうふうな扱いになるのですかね。

○坂本委員長 稲田課長。

○稲田総務課長 行政区と自治会でございます。

行政区というのは、私どもでお願いしている一定の区域内での活動といいますか、市との連絡事務をお願いしているのが行政区となりまして、地域によっては、その行政区と同じくくりで自治会活動をやっている区域と、エリアとしまして行政区二つとか三つが集まって一つの大きい連合の自治会組織を形成して事業を行っている団体もございますので、申請の段階で何々行政区として申請していただくとか、何々自治会とか連合自治会という形で申請していただくということで整理をしております。

○坂本委員長 暫時休憩します。

午後 1 時 22 分休憩

午後 1 時 27 分再開

○坂本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに御質問は。

川村委員。

○川村和夫委員 72ページの上段ですけれども、子連れスタイル推進事業委託料、今年度から始まるわけではなくてずっとやっていたらと思うのですが、成果みたいなのはどういうふうに具体的に現れているのですか。

○坂本委員長 稲田課長。

○稲田総務課長 令和6年度につきましては、北山公園管理棟におきまして、古着といいますか、お子さんが着られなくなった、リサイクルといいますか、リユース、リサイクル、持ち寄っていただく部分と、持ち寄っていただいたものを着られるものを選んでいただいて購入していただく、また子育て中のお母様を対象にちょっとした占いのブースだったり、そういったものを作って、お母様の息抜きといいますか、一息ついてもらうような形で実施しました。

ですので、令和6年度に行った部分では、そのリユース、リサイクルの部分で、北山公園で行ったのですが、大分人数としてはおいでいただいたかなと感じているところです。

○坂本委員長 川村委員。

○川村和夫委員 その来てくださった方、市民の方の声などは拾っていらっしゃるのですか。

○坂本委員長 稲田課長。

○稲田総務課長 おいでいただいた方の御意見としましてありますのが、御自分のところ

で着ていた服をまたほかのお子さんが着てくれるのがうれしく感じるという部分だったり、子どもの成長過程で着られる期間が決まってしまうている、捨てるなら別の方に利用してもらいたい、またこういった活動をもっと広く宣伝していただきたいというお声をいただいております。

○坂本委員長 川村委員。

○川村和夫委員 そういう市民の方の意見や声を大切にさせていただいて、より充実した事業にしていだければと思います。以上です。

○坂本委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 質疑を終わります。

入替えのため暫時休憩します。

午後 1 時 3 0 分休憩

午後 1 時 3 1 分再開

○坂本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、財政課所管の一般会計予算の審査に入ります。

歳入、歳出予算と続けて説明願います。

財政課長本図重紀君。

○本図財政課長 財政課本図と申します。よろしくお願いいたします。

令和 7 年度一般会計予算のうち、財政課所管分につきまして御説明申し上げます。

まず、歳入の主なものを御説明申し上げます。

予算書 20 ページを御覧ください。

まず、10 款 1 項、1 目地方特例交付金、前年度に比べ 88 万 4,000 円減の 6,436 万 5,000 円を計上しております。個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の実施に伴う地方公共団体の減収補填として交付されている交付金でございますが、国の地方財政計画上における当該地方特例交付金の見込みなどを考慮しながら、減収を見込むものでございます。

次に、11 款 1 項、1 目地方交付税は 64 億円で、前年度と比較しますと 5 億円減で計上しております。そのうち、普通交付税につきましては、59 億円としております。国の地方財政計画上における地方交付税総額の伸びはありますが、本市の状況といたしましては市税の伸びなどにより、歳入の減を考慮したものとなります。

続きまして、37 ページを御覧ください。

17 款財産収入、1 項財産運用収入、2 目利子及び配当金 5,338 万円、こちらは基金を従来の預金から安全性の担保されている政府保証債などの債券による運用を開始し、利子の増となっております。運用に関しましては会計課にて行っておりますが、10 月から 2 月までに政府保証債など約 39 億円債券を購入し、0.225% から 1.46% の利率で運用している状

況でございます。そのうち、財政課所管といたしましては、財政調整基金利子2,401万9,000円、減債基金利子595万4,000円、次の38ページをお開き願います。中央より少し下になります、元氣かさま応援基金利子78万8,000円、土地開発基金利子417万5,000円をそれぞれ計上しております。

続きまして、40ページを御覧ください。

19款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金11億6,883万5,000円につきましては令和7年度当初予算における一般財源の一部として、その下の2目減債基金繰入金3億1,600万円につきましては減債基金の目的ののっとりまして公債費元金償還に充てるため、それぞれ繰入れしているものでございます。

6目元氣かさま応援基金繰入金2億2,880万円につきましては、企業誘致・移住推進課が所管しております、いわゆるふるさと納税で令和6年度中に頂いたもののうちから、まちづくりや子どもの支援など使い道を指定されたものを一度この基金に積み立て、令和7年度に各種事業に活用するため、基金から繰り入れて財源とするものでございます。

次に、50ページをお開きください。

22款、1項市債でございます。市債につきましては、公共施設の建設事業などに必要な資金を調達するために発行いたします。世代間の公平性を考慮し、将来の世代にも利益をもたらす事業に対して必要な財源を予算化するものでございます。

その主な内容を申し上げます。

まず、3目農林水産業債は、石井、来栖、稲田地区の土地改良事業費などに充てるものでございます。

4目土木債は、1節道路橋りょう債で、各種市道整備事業や橋梁長寿命化、道水路等自然災害防止対策事業、2節都市計画債では、安居工業地域整備事業などにそれぞれ充てるものでございます。

6目教育債では、北川根小学校の長寿命化事業や、次の51ページを御覧ください、友部中学校と岩間中学校の屋内運動場空調整備事業などに充てるものでございます。

なお、臨時財政対策債につきましては、今年度、地方財政計画において発行予定はございません。

結果、市債は、前年度に比べ8,138万3,000円の減の17億6,590万円を見込むものでございます。

続きまして、歳出でございます。

主なものを御説明申し上げます。

61ページをお開きください。

2款総務費、1項総務管理費、3目財政管理費891万8,000円でございます。

主なものといたしまして、12節委託料70万4,000円につきましては、公会計に係る財務書類作成支援委託料でございます。

次に、62ページをお開きください。

5目財産管理費2億241万6,000円のうち、財政課契約検査室分といたしまして627万8,000円を計上してございます。

主なものといたしましては、64ページを御覧ください。13節使用料及び賃借料のうち、3行目の電算システム使用料296万1,000円が契約検査室分でございます。茨城県や県内33市町村で行っております電子入札システム等の共同利用料253万5,000円や、茨城県や県内38市町村で行っております入札参加資格の共同受付に当たっての資格申請システムの共同利用料30万1,000円などでございます。

続きまして、81ページをお開き願います。

14目基金費でございます。本年度予算額4億3,311万1,000円のうち、財政調整基金積立金、減債基金積立金、元氣かさま応援基金積立金が、財政課所管分でございます。先ほど歳入のほうで御説明いたしました基金の運用利子分をそれぞれ基金に積み立てるほか、元氣かさま応援基金積立金においては、企業誘致・移住推進課において扱いますふるさと納税の収入見込額4億円を積み立てするものであります。

続きまして、ページ飛びますが、219ページをお開き願います。

11款、1項公債費、1目元金でございます。長期債元金償還として30億7,522万9,000円、その下の2目利子では、長期債の利子支払いとして9,835万2,000円を計上しております。

続きまして、12款諸支出金、1項公営企業費でございます。こちらにつきましては、基本的に国の公営企業への繰出基準にのっとりながら、一般会計が各企業会計の予算内容に基づき支出する内容となっております。

まず、1目病院事業支出金9,628万8,000円でございます。健診や予防接種など一般行政企業として行われる事務に要する費用について負担する、保健衛生行政事務負担金887万1,000円などを計上しております。

次の220ページをお開きください。

2目上水道事業支出金208万9,000円でございます。

主なものといたしまして、18節負担金補助及び交付金において、消火栓の維持管理費分の負担として、消火栓維持管理負担金126万1,000円を計上しております。

次に、3目下水道事業支出金9億875万1,000円でございます。国の重点交付金事業を活用し、農業集落排水施設接続支援事業補助金500万円などを計上しております。

次の221ページをお開きください。

13款1項、1目予備費を、前年度同様の3,000万円としております。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○坂本委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手によりお願いします。

石井委員。

○石井 栄委員 81ページの基金費について質問いたします。この基金費4億3,300万円のうちの財政調整基金積立金が2,401万9,000円となっていますよね。この積立金を行えば、年度当初の一般会計に関する財政調整金というのは幾らになりますか。

○坂本委員長 本図課長。

○本図財政課長 令和7年度末で、137億7,800万円でございます。

○石井 栄委員 それは、基金の全部の総額ではないですか。

○本図財政課長 積み立てまして、511億8,148万円になります。

○石井 栄委員 違う。財政調整基金ですよ、一般会計の。そんなにあるはずない。

○坂本委員長 暫時休憩します。

午後1時43分休憩

午後1時44分再開

○坂本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質問ございますか。

川村委員。

○川村和夫委員 37ページの17款財産収入の1節利子及び配当金の中で、財政調整基金の利子が2,401万9,000円とありますけれども、財政調整基金のどのぐらいの割合が運用変わったのでしょうか。

○坂本委員長 本図課長。

○本図財政課長 こちらに関しましては基金をそれぞれ1本ずつではなくて、全体のものを合わせて会計課のほうで運用しておりますので、それに対して債券を買って利子を会計課のほうで割っていただいたので、今までは一本一本積立てをしていたのですけれども、定期によって。それを昨年10月から債券を買うようにいたしましたので。

○坂本委員長 川村委員。

○川村和夫委員 要は、財調の残高の例えば50%を債券にやっているというような考えではなくて、基金全体で運用しているという形ですか。

○坂本委員長 本図課長。

○本図財政課長 一部定期のほうにも積んでいるとは会計課から聞いていますが、一本一本ではなくて、ある程度大きな額で債券をそれぞれ何億円単位で購入している、運用していると聞いております。

○川村和夫委員 分かりました。

○坂本委員長 ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 質疑を終わります。

入替えのため暫時休憩します。

午後 1 時 4 6 分休憩

午後 1 時 4 7 分再開

○坂本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、資産経営課所管の一般会計予算の審査に入ります。

歳入、歳出予算と続けて説明願います。

資産経営課長川又英生君。

○川又資産経営課長 それでは、議案第53号 令和7年度笠間市一般会計予算のうち、資産経営課所管分につきまして、その主なものにつきまして御説明申し上げます。

まず、歳入でございます。

予算書22ページをお開きください。

2 段目になります。14款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目総務使用料、1 節公有財産使用料88万8,000円のうち、本課分は、説明欄 1 行目の庁舎目的外使用料79万8,000円でございます。本庁舎内に設置されている水戸地方法務局や玄関ロビーの地図案内板等の使用料でございます。

次に、37ページを御覧ください。

2 段目になります。17款財産収入、1 項財産運用収入、1 目財産貸付収入、1 節土地建物貸付収入8,823万7,000円のうち、本課分は、説明欄 3 行目の土地貸付収入3,456万2,000円でございます。内容としましては、笠間地区にあります商業施設への貸付けなど47件分の貸付収入となっております。

次に、同じページの最下段になります。

2 目、1 節利子及び配当金5,338万円のうち、本課分は、3 行目のみどりの基金利子27万7,000円と、38ページを御覧ください。1 段目の下から 4 行目の公共建築物長寿命化等対応基金利子699万8,000円のそれぞれの利子の収入でございます。

次に、同じページの 2 段目になります。

17款財産収入、2 項財産売払収入、1 目、1 節不動産売払収入と、2 目、1 節物品売払収入につきましては、それぞれ項目のみの1,000円を計上しております。

次に、40ページを御覧ください。

3 段目になります。19款繰入金、2 項基金繰入金、3 目、1 節みどりの基金繰入金580万円でございます。こちらにつきましては、道路や公園施設の管理経費の財源としまして、基金から繰り入れるものでございます。

次に、41ページを御覧ください。

5 段目になります。15目、1 節公共建築物長寿命化等対応基金繰入金4,959万5,000円でございます。これにつきましては、公共施設等の解体や公共施設総合管理及び適正配置計

画の改定に係る経費の財源として、基金から繰り入れるものでございます。

次に、同じページの一番下の段でございます。

3 項財産区繰入金、1 目、1 節大池田財産区繰入金322万3,000円は、大池田財産区に関する当課職員の事務経費と区域内の集落センター改修費助成などの財源として、大池田財産区特別会計より繰り入れるものであります。

次に、43ページを御覧ください。

21款諸収入、4 項 5 目、2 節雑入 5 億7,045万2,000円のうち、本課分は629万8,000円でございます。

44ページを御覧ください。

下から 4 行目の自動販売機設置料・電気料50万2,000円は、13台分の自動販売機の設置・電気料などでございます。

その二つ下の行、駐車場利用料413万2,000円は、教職員及び各種団体の職員の駐車場利用料でございます。

次に、45ページを御覧ください。

2 行目のクリーンエネルギー自動車導入促進補助金収入165万円は、電気自動車購入に対する補助金でございます。

以上が歳入でございます。

続きまして、歳出の主なものを御説明申し上げます。

62ページを御覧ください。

2 款総務費、1 項総務管理費、5 目財産管理費 2 億241万6,000円のうち、本課分は1 億9,377万8,000円でございます。

主な内容としまして、2 行目の 7 節報償費20万3,000円は、公共施設総合管理計画や適正正常計画改定の審議会委員謝礼でございます。

4 段目、10節需用費6,150万9,000円のうち、本課分は5,974万6,000円でございます。説明欄 1 行目、消耗品費1,100万3,000円のうち、本課分は1,078万円でございます。本庁舎施設管理関係や事務機器、主に複合機のカウンター料や印刷機のインクなどの消耗品でございます。

2 行目の燃料費1,410万8,000円につきましては、公用車の燃料費でございます。

4 行目の光熱水費2,500万円につきましては、本庁舎等の電気料や上下水道料でございます。

5 行目の修繕料につきましては1,139万1,000円のうち、本課分は985万1,000円でございます。公用車の車検時の整備費用や庁舎の維持修繕に係る費用等を計上しております。

次に、一番下の行、11節役務費1,726万1,000円のうち、本課分は1,670万3,000円でございます。

主なものとしまして、説明欄一番下の行、通信運搬費531万8,000円につきましては、本

庁舎の電話料でございます。

63ページを御覧ください。

8行目の自動車損害保険料443万8,000円のうち、本課分は407万円でございます、公用車の自賠責保険料と任意保険料でございます。

次に、9行目の建物災害保険料599万5,000円は、公共施設、公共建築物の火災保険料でございます。

次に、12節委託料でございます。8,286万4,000円のうち、本課分は8,200万6,000円でございます。

主なものとしまして、説明欄1行目の警備委託料686万4,000円は、本庁舎の夜間常駐警備と支所等の機械警備等に関する委託料でございます。

次に、2行目の施設保守点検委託料656万3,000円は、空調設備、自動ドア、エレベーター等の保守点検の委託料でございます。

次に、4行目の施設管理委託料1,615万1,000円は、本庁舎、笠間・岩間支所の定期清掃業務の委託料でございます。

次に、8行目の草刈等委託料298万円は、庁舎周辺の駐車場及び市有地22か所分の草刈り作業の委託経費でございます。

次に、10行目の清掃委託料522万3,000円は、本庁舎や附属庁舎の日常の清掃業務等の委託料でございます。

次に、一番下の行、計画策定業務委託料859万1,000円につきましては、公共施設の長寿命化や統廃合を推進する指針となります。笠間市公共施設等総合管理計画及び適正配置計画につきまして、令和7年度で計画の第1期が終了することから、取組状況や施設の現状を踏まえた見直しを行いまして、さらなる公共施設の再編、総量削減に向けた第2期計画を策定するための委託料でございます。

64ページを御覧ください。

1行目の公共施設ごみ収集業務委託料1,452万円につきましては、本庁舎、笠間・岩間支所の公共施設や公民館、図書館、各小中学校等の公共用施設のごみ収集業務委託料でございます。

次に、6行目の電話交換委託料755万1,000円は、民間事業者へ電話交換業務を委託するものでございます。

次に、7行目、車輛管理委託料971万5,000円につきましては、公用車の管理業務の効率化、DX化を進めるとともに公用台数の削減を図るため、アウトソーシングによる包括管理を実施するための委託料でございます。

次に、2段目の13節使用料及び賃借料1,424万4,000円のうち、本課分は1,128万3,000円でございます。

主なものとして、説明欄1行目の有料道路使用料100万円、2行目のコピー使用料317万

5,000円、6行目の土地賃借料588万1,000円につきましては、友部図書館前や本庁舎敷地南側にある職員駐車場用地につきまして、民間から土地賃借を行うものでございます。

次に、3段目の14節工事請負費236万5,000円、こちらは本庁舎敷地東側にあります旧石井住宅、シルバー人材センターが一部使用していた施設ですが、老朽化していること、またシルバー人材センターでも使用しなくてもよいということのため、解体、撤去を行うものでございます。

次に、4段目の17節備品購入費999万9,000円は、主なものとしまして、電気自動車3台及びラジコン草刈り機、こちらは公共施設や公共用地における草刈り業務の効率化及びコストの削減を目的に購入するものでございます。

次に、5段目の18節負担金補助及び交付金215万4,000円でございます。

65ページを御覧ください。

説明欄11行目になります、地域集会所建設事業補助金200万円は、大池田財産区内の集落センターを改修する際の補助金でございます。

次に、24節積立金727万5,000円につきましては、みどりの基金、公共建築物長寿命化等対応基金の運用利子分の積立てでございます。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○坂本委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手によりお願いします。

川村委員。

○川村和夫委員 確認ですけれども、63ページの役務費の下から二つ目の自動車損害保険料の任意保険で入っているのは、対人対物、あと一つも無制限だったと思うのですが、そういうのに入っていらっしゃるのでしょうか。

○坂本委員長 川又課長。

○川又資産経営課長 市町村の共済の保険に入っておりまして、対人対物については基本的には無制限ということで、基本的には職員が運転するので、もし職員がけがしたような場合は公務災害というような、本人についてはそういう対応になります。

○坂本委員長 川村委員。

○川村和夫委員 普通は、搭乗者も無制限というのが民間の損害保険会社では推奨されていますけれども、そこまでは入っていないということでしょうか。

○坂本委員長 川又課長。

○川又資産経営課長 搭乗者も職員の場合は公務災害になりまして、例えば市民の方が一緒に乗っているような場合につきましては、こちらの保険で対応する形になります。

○坂本委員長 川村委員。

○川村和夫委員 ちなみに、幾らまでなのでしょうか。

○坂本委員長 川又課長。

○川又資産経営課長 すみません、手元に資料がないので、後ほどお知らせいたします。

○坂本委員長 川村委員。

○川村和夫委員 重要なことなので、万が一のために市が損害を受けないような対応をするのが一番ではないかなと思ったので、質問させていただきました。すみません、後で教えていただければと思います。

○坂本委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 質疑を終わります。

入替えのため暫時休憩いたします。

午後 2 時 0 3 分休憩

午後 2 時 1 1 分再開

○坂本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、税務課所管の一般会計予算の審査に入ります。

歳入、歳出予算と続けて説明願います。

税務課長山崎由美子君。

○山崎税務課長 税務課長の山崎でございます。よろしくお願いします。

それでは、令和 7 年度笠間市一般会計予算の税務課所管分について御説明申し上げます。

まず、歳入の主なものについて御説明いたします。

予算書17ページを御覧ください。

初めに、市税でございますが、税務課所管分であります現年課税分の主なものについて御説明いたします。

1 款市税につきましては、予算書記載のとおりでございます。全体的には横ばいとなっておりますが、1 項市民税、1 目個人分につきましては4 億4,400万円増の35億7,600万円で、主に定額減税で令和 6 年度に減額した分を戻したことによる増でございます。

また、2 項、1 目固定資産税につきましては3 億3,300万円増の52億9,700万円で、主な理由といたしましては、産業活性化条例などの特例の終了によるものが約6,700万円、木造家屋において物価変動を反映する再建築費評価補正率が高くなったことによるものが約8,700万円、そして償却資産の新規取得が伸びたことによるものが約1 億6,000万円でございます。

次に、18ページを御覧ください。

2 款地方譲与税でございます。1 項、1 目地方揮発油譲与税は1,169万6,000円増の8,993万3,000円、次の2 項、1 目自動車重量譲与税は391万1,000円増の2 億9,044万9,000円を計上いたしました。地方財政計画に基づく積算でございます。

3 項、1 目森林環境譲与税は、477万2,000円増の3,646万8,000円を計上してございます。

3 款利子割交付金から、19ページの 8 款環境性能割交付金につきましては、県が推計し、県内各市町村へ示された算出資料に基づいた金額でございます。

20ページを御覧ください。

9 款ゴルフ場利用税交付金につきましては、301万8,000円増の 1 億7,170万1,000円を計上いたしました。

10款地方特例交付金、2 項 1 目、1 節新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金につきましては、273万2,000円減の598万5,000円を計上いたしました。

一つ下の定額減税減収補てん特例交付金につきましては、財政課所管の 1 項地方特例交付金に一本化されたため、廃目となっております。

36ページを御覧ください。

16款県支出金、3 項委託金、1 目総務費委託金、2 節徴税費委託金につきましては、1 億1,800万円を計上いたしました。

続きまして、歳出の税務課所管分の主なものについて御説明いたします。

82ページを御覧ください。

2 款総務費、1 項総務管理費、6 目定額減税補足給付費 1 億4,314万1,000円につきましては、令和 6 年度に推計額で給付を行いました定額減税補足給付金につきまして、令和 6 年分の確定申告などにより確定した所得税に基づき精算を行い、不足していた場合にはその不足分を追加で給付するものでございます。

この給付に関する費用の主なものといたしまして、11節役務費は通知に係る通信運搬費など、12節委託料はシステム改修料の委託料など、また19節扶助費 1 億2,647万円は給付金でございます。

83ページを御覧ください。

2 款総務費、2 項徴税費、1 目税務総務費、12節委託料3,987万9,000円の主なものにつきましては、不動産鑑定委託料及び、84ページを御覧ください。3 番目の評価替準備業務は、3 年に一度の評価替え令和 9 年に向けての事業でございます。そのほかにつきましては、例年実施しております固定資産税賦課に係る業務委託料でございます。

22節償還金、利子及び割引料2,020万円のうち、税務課所管分は2,000万円で3,752万1,000円の増でございます。令和 6 年度につきましては法人市民税で高額な還付が見込まれましたが、来年度は高額な還付の想定が特にならないための減でございます。

続きまして、2 目賦課徴収費でございます。85ページを御覧ください。10節需用費146万円のうち、税務課所管分は98万5,000円で、主に確定申告に関する消耗品費及び印刷製本費でございます。

12節委託料1,259万2,000円のうち、税務課所管分は958万7,000円で、主なものは人材派遣委託料840万7,000円でございます。また、本年は、住民税申告の電子化及び、そのほか

申告等手続拡大対応に関する導入支援といたしまして110万円を計上してございます。

86ページを御覧ください。

13節使用料及び賃借料152万6,000円のうち、税務課所管分は63万7,000円で、所有者調査管理システム使用料及び申告予約専用ホームページ用ソフト使用料でございます。なお、所有者調査管理システムは、単身世帯の増加などにより、相続人を調査すべき件数が増加している現状を踏まえ、相続人調査業務の効率化や重複調査を減らすことを目的といたしまして導入するものでございます。

17節備品購入費につきましては、所有者調査管理システムの導入に当たり、サーバー機を購入するものでございます。

18節負担金補助及び交付金1,709万2,000円のうち、税務課所管分は672万円で、主なものは地方税共同機構負担金558万1,000円でございます。

以上で税務課所管分の歳入歳出予算の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○坂本委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手によりお願いします。

川村委員。

○川村和夫委員 17ページの歳入の市税の個人分と固定資産税ですけれども、これは去年よりも高くなっていますが、財政計画として来年も再来年もこんな状態が続くと見込んでいるのでしょうか。

○坂本委員長 山崎課長。

○山崎税務課長 上昇の方向性ではあると考えております。給与等も上がっておりますし、物価も上昇しておりますので。しかしながら、市民税に関しては、定額減税で減した分を戻したものが3億1,000万円ございますので、その3億1,000万円については今回限りと認識しております。

また、固定資産税につきましても、木造家屋において物価変動、家を再建築するときの補正率というものが高くなったことが原因で、約8,700万円上がっております。こちらにつきましては、そうめったに上がるものではございませんので、しばらく上がらないと考えております。

最後に、償却資産の新規取得につきましては、非常に大きな太陽光発電によるものでございますので、これについても今回限りと認識しております。

○川村和夫委員 分かりました。

○坂本委員長 ほかにございますか。

川村委員。

○川村和夫委員 83ページの委託料の一番下の不動産鑑定委託料で、固定資産の評価するときに難しいのを取り扱うのだと思うのですが、具体的にどんなものを不動産鑑定士に依

頼するのでしょうか。

○坂本委員長 山崎課長。

○山崎税務課長 こちらの不動産鑑定業務につきましては、3年に一度の全体的な評価替えをするときに全エリアを約400近い地点に分けまして、その全ての地点について不動産鑑定士に見ていただくというもので、特殊事由によるものではございません。これは法律といいますか、制度的に私どもではなくて、鑑定士をお願いしていただくこととされておりますので、こちらの予算となっております。

○川村和夫委員 分かりました。

○坂本委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 質疑を終わります。

入替えのため暫時休憩いたします。

午後2時21分休憩

午後2時22分再開

○坂本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、先ほどの資産経営課の説明の中の補足の発言を許可いたします。

資産経営課長川又英生君。

○川又資産経営課長 先ほど御質問ありました任意保険の件ですが、市のほうでは全国市有物件災害共済という保険に入っておりまして、こちら対人賠償共済につきましては、事故の相手方と搭乗者も同じ扱いで、対人につきましては無制限で加入をしているという状況でございます。

○坂本委員長 次に、収税課所管の一般会計予算の審査に入ります。

歳入、歳出予算と続けて説明願います。

収税課長打越英樹君。

○打越収税課長 収税課の打越です。よろしくお願いします。

それでは、議案第53号 令和7年度笠間市一般会計予算のうち、収税課所管分の主なものにつきまして御説明申し上げます。

初めに、歳入から御説明いたします。

予算書17ページを御覧ください。

1 款市税、1 項市民税、1 目個人分、2 節滞納繰越分として3,750万円、2 目法人分、2 節滞納繰越分として100万円、2 項固定資産税、1 目固定資産税、2 節滞納繰越分として3,900万円、3 項軽自動車税、2 目種別割、2 節滞納繰越分として430万円をそれぞれ計上しております。

続きまして、24ページを御覧ください。

14款使用料及び手数料、2項手数料、1目総務手数料、2節督促手数料につきましては、市税の滞納に対して督促をした際の手数料として200万円を計上しております。

続きまして、42ページを御覧ください。

21款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、1目延滞金、1節延滞金につきましては、市税の滞納分に係る延滞金として2,000万円を計上しております。

続きまして、歳出について御説明いたします。

84ページを御覧ください。

ページの下段になります。2款総務費、2項徴税費、2目賦課徴収費8,199万2,000円のうち、収税課所管分は4,461万8,000円でございます。

主なものにつきまして御説明いたします。

1節報酬におきまして、パート報酬2,348万3,000円のうち、収税課所管分として1,233万9,000円の計上をはじめといたしまして、次のページの85ページになりますが、8節旅費にかけまして、市税等徴収嘱託員5名分の雇用に関する経費といたしまして2,016万7,000円を計上しております。

続きまして、中段の11節役務費を御覧ください。財産調査などに要する郵送料としまして、通信運搬費104万6,000円のうち95万9,000円を計上するほか、4行目にございます市税の収納取扱手数料475万2,000円の計上が主なものでございます。

続きまして、12節委託料を御覧ください。主なものといたしまして、3行目にございます市税の収納データ業務委託料227万7,000円を計上するほか、次の86ページになりますが、令和7年度におきましては、上から2行目の預貯金等照会システム導入委託料33万円及び13節使用料及び賃借料の上から2行目の預貯金等照会システム使用料88万9,000円につきまして、滞納整理に当たって金融機関に対して行う預貯金調査におきまして、現在紙の文書を郵送により行っているものを電子化する預貯金等照会システムを導入するための委託料及び年間の使用料を計上しております。これによりまして、財産調査の時間短縮による効率化と調査依頼時の郵送料の削減を図るものでございます。

続きまして、中段の18節負担金補助及び交付金を御覧ください。2行目にございます茨城租税債権管理機構への負担金890万5,000円のほか、下から二つ目の地方税共同機構共同収納手数料負担金146万7,000円の計上が主なものでございます。

以上で収税課所管分の歳入歳出予算の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○坂本委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手によりお願いします。

川村委員。

○川村和夫委員 確認ですけれども、17ページの個人市民税滞納繰越分が3,750万円で、

延滞金が2,000万円ですけれども、これはすごい割合ですが、平均でやるとどこら辺の延滞率になるのでしょうか。

○坂本委員長 打越課長。

○打越収税課長 現年度分の延滞金の……。

○坂本委員長 暫時休憩します。

午後2時29分休憩

午後2時31分再開

○坂本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

もう1回、川村委員、質問があれば。

○川村和夫委員 そうしますと、これは3,750万円に対してではなくて、過年度分というか、何年か前の分も含めて2,000万円という計画を立てているということで理解してよろしいでしょうか。

○坂本委員長 打越課長。

○打越収税課長 滞納分だけではなくて、現年分の課税に対しても納期が過ぎたものに対しては延滞金がかかってきますので、それに対する延滞金として実績見合いで計上しているものでございます。

○川村和夫委員 分かりました。

○坂本委員長 ほかにございますか。

石井委員。

○石井 栄委員 86ページの18節負担金補助及び交付金の中の茨城租税債権管理機構負担金というので890万5,000円が計上されていますが、まずはこの890万5,000円の内訳をお願いします。

○坂本委員長 打越課長。

○打越収税課長 890万5,000円の内訳でございしますが、各地方公共団体が加盟している管理機構になります。

その加盟している市町村に対して均等にかかる均等割というものが5万円、件数割合としまして、年間35件を移管することができます。それに対して1件当たり15万円の件数割というのがかかりまして、それが525万円、徴収実績の割合としまして、前々年の実績、今回で言いますと令和5年度の実績としまして、徴収実績の10%にかかるものとして360万5,000円というものが内訳となっております、その合計で890万5,000円となります。

○坂本委員長 石井委員。

○石井 栄委員 そうしますと、均等割が5万円で、1件当たり15万円かかって、35件が上限で515万円、あと徴収実績に合わせて360万円、全部で890万5,000円という御説明だったと思うのですが、この依頼件数35件というのは経年変化で言うと、ここ数年どういう動

きになっていますか。

○坂本委員長 打越課長。

○打越収税課長 ここ数年は35件で、同数となっております。その前ですと、令和4年度は40件でした。令和5年度から35件ということで推移しております。

○坂本委員長 石井委員。

○石井 栄委員 そうしますと、依頼件数は減っているということでいいのですね、ここ数年は。

○坂本委員長 打越課長。

○打越収税課長 おっしゃるとおりで、大体減少傾向にあります。

○石井 栄委員 分かりました。

○坂本委員長 ほかにございますか。

川村委員。

○川村和夫委員 確認ですけれども、86ページの預貯金等照会システム導入の33万円とシステム使用料88万9,000円で、郵送していた部分がこれで賄えるということで、どのぐらいこれ削減できるのでしょうか。

○坂本委員長 打越課長。

○打越収税課長 郵送料の削減効果としましては、収税課所管で予算を計上しているものは、送った後に返ってくる返送用の郵送料が収税課所管の予算となっております、それだけで見ますと、今年度予算の件数で換算した減額というのが27万7,000円ということになります。

○坂本委員長 川村委員。

○川村和夫委員 となると、100万円以上かけて27万7,000円の減額だけと単純に考えていいのでしょうか、効果として。

○坂本委員長 打越課長。

○打越収税課長 発送のほうは総務課で予算のほう所管しておりますので、実際に単純に考えると、これの倍は減額幅が考えられると思います。

ただ、それとは別に金融機関のほうで調査していただいたときに、紙で送られてくるときに人件費とかコピー代というものが手数料としてかかってきています。その削減効果としましては、21万5,000円の減額ということになります。

○坂本委員長 川村委員。

○川村和夫委員 このシステムがきちんと稼働すると、もっともっと行政全体として減額されて、効率がいいシステムになるということで理解してよろしいでしょうか。

○坂本委員長 打越課長。

○打越収税課長 この預貯金照会システムは、全ての金融機関が加盟しているわけではなくて、まだ紙で照会をかけなくてはならないところもあるので、その分はまだ紙のほうの

経費として計上しておりますので、これから加盟してくる金融機関が増えてくれば、もっと削減効果はあると思います。

○坂本委員長 後藤部長。

○後藤総務部長 予算的なものは今申し上げたとおりですが、郵送でやっていますと大体1か月ぐらい時間がかかるものが、早いものであれば翌日、二、三日で返事が返ってくることになりますので、このシステムの導入というのは非常に効果的なものだということで判断して、今回予算化をさせていただいております。

○坂本委員長 ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 質疑を終わります。

入替えのため暫時休憩いたします。

午後2時38分休憩

午後2時39分再開

○坂本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、危機管理課所管の一般会計予算の審査に入ります。

歳入、歳出予算と続けて説明願います。

危機管理課長谷田部仁史君。

○谷田部危機管理課長 議案第53号 令和7年度笠間市一般会計予算について、危機管理課分の主な予算について御説明いたします。

まず、歳入、予算書22ページを御覧ください。

歳入の主なものについて御説明いたします。

14款使用料及び手数料、1項使用料、1目総務使用料、3節駐車場使用料770万1,000円は、駅前駐車場2か所の使用料でございます。

続いて、予算書24ページを御覧ください。

2項手数料、1目総務手数料、1節自動車臨時運行許可申請手数料60万3,000円は、仮ナンバーの事務手数料でございます。

予算書32ページを御覧ください。

16款県支出金、2項県補助金、1目総務費県補助金、1節総務管理費補助金のうち、原子力地域振興事業費補助金でございます。事業内容については、歳出で御説明いたします。

歳入は以上です。

続きまして、歳出について主なものを御説明いたします。

予算書77ページでございます。

2款総務費、1項総務管理費、12目交通安全対策費717万2,000円は、交通安全に関する推進費でございます。

主なものでございますが、7節報償費135万円は、高齢者運転免許自主返納時の支援として、タクシーやデマンドタクシー、バス利用券の購入費などがございます。また、免許返納への認識が広まっていることや免許更新時の検査体制が強化されていることから、支援額などを見直し、令和7年度限りとしてございます。

18節負担金補助及び交付金230万円は、交通安全キャンペーンや立哨活動など交通安全推進を図る団体として、笠間地区交通安全協会負担金や交通安全母の会への補助金でございます。

次ページ、78ページを御覧ください。

13目市民活動費3億9,401万円のうち、危機管理課所管分5,983万1,000円は、防犯活動の推進費や駅前駐車場の管理費などで、前年度比3,352万5,000円の増となりますが、要因は防犯灯管理費補助事業や安心安全防犯緊急対策事業でございます。

7節報償費に、セーフティサポーター報償費として240万6,000円を計上してございます。

10節需用費、光熱水費に危機管理課が所管する防犯灯や防犯カメラなどの電気料591万4,000円や、修繕料に市管理防犯灯30基分として102万円を計上してございます。

次ページ、79ページを御覧ください。

12節委託料、機器管理委託料409万2,000円のうち、危機管理課が所管する294万8,000円は、防犯カメラ54か所の運用管理委託料、中段になりますが、駐車場管理委託料は、駅前に設置する駐輪場、駐車場の管理委託料でございます。

次ページ、80ページを御覧ください。

14節工事請負費のうち、防犯灯の新設及びLED化工事など33基分の防犯街路灯設置工事費や、随分附地内1か所に防犯カメラを設置する防犯設備設置工事費を計上してございます。

18節負担金補助及び交付金、次ページ、81ページを御覧ください。防犯灯設置補助金は、行政区への防犯灯の設置及び交換などの補助として126基分を計上してございます。また、防犯灯管理費補助金は、行政区が管理する防犯灯について、管理費への補助として1基当たり2,000円、1,520万円を計上しております。また、年間の電気料金全額を負担することとしておりますので、今後調整してまいります。

次の安心安全防犯緊急対策補助金2,000万円は、令和5年度、そして本年度も実施しておりますが、引き続き重点交付金を活用し、強盗事件などの犯罪被害防止及び犯罪意識の向上を図るため、居宅や集会施設、居宅兼店舗などに防犯カメラやセンサーライトなど防犯対策用品を設置する費用に対し、購入金額の2分の1、上限10万円の補助を行うものがございます。

ページが飛びますが、183ページを御覧ください。

8款消防費、1項消防費、4目災害対策費5,660万6,000円は、防災及び災害対策などに関連する費用で、危機管理課所管分は5,624万円、前年度と比較し1,942万7,000円の増で

ございます。増額の主な要因は、茨城県防災情報ネットワークシステム関連機器の更新による市負担金などによるものでございます。

10節需用費、消耗品費113万5,000円は、食料、飲料水などの備蓄品の購入費など、12節委託料は、防災行政無線保守点検委託料として親局や中継局、拡声子局など機器保守に伴う費用でございます。

次の184ページを御覧ください。

17節備品購入費788万円は、県補助金を活用し、災害拠点避難所などの水の確保や停電対策として、組立て式の給水タンクやポータブルバッテリーの整備をするもので、今後も災害対応力の強化を図ってまいります。

18節負担金補助及び交付金、県防災情報ネットワークシステム更新負担金は、衛星通信などのネットワークにより茨城県と県内市町村などを結ぶ一体的なシステムの更新費用負担金でございます。

また、次の185ページを御覧ください。自主防災組織強化支援事業補助金は、地域の防災力の強化を目的に、結成後10年を経過した自主防災組織へ老朽化した資機材の購入費用として、10万円を限度として補助するものでございます。

説明は以上でございます。

○坂本委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手によりお願いします。

鈴木委員。

○鈴木宏治委員 22ページの14款、1目総務使用料の3節駐車場使用料ですけれども、駐車場をなぜ危機管理課が持っているのか、その経緯が分からなくて、教えてください。

○坂本委員長 谷田部課長。

○谷田部危機管理課長 駐車場については以前、私ども危機管理課になる前は市民活動課でやっておりまして、旧笠間のときの経緯がございまして、交通の関係もございまして、危機管理課のほうで引き続きやっているということで聞いてございます。

○坂本委員長 鈴木委員。

○鈴木宏治委員 慣例の踏襲をしているというイメージで、引き続きという形で考えればいいのですね。

○坂本委員長 谷田部課長。

○谷田部危機管理課長 交通・防犯というのが一つの業務の中にございますので、その関係でやっているというところがございました。

○坂本委員長 鈴木委員。

○鈴木宏治委員 よく理解しました。ありがとうございます。

○坂本委員長 石井委員。

○石井 栄委員 77ページに、高齢者免許返納に対する支援金というのが135万円計上されておりますが、これは対象が何歳からになって、個人に対してどの程度の支援がいくのか、まず伺いたいします。

○坂本委員長 谷田部課長。

○谷田部危機管理課長 65歳以上の高齢の方ということで、対象になってございます。

また、金額でございますけれども、デマンドタクシー、そしてタクシー券、そして茨城交通のバスを対象にしてございまして、いずれも各1万2,000円ということで支援させていただいているところでございます。

○坂本委員長 石井委員。

○石井 栄委員 1万2,000円というのは、毎年1万2,000円分支援があるということですか、毎月ですか、どういう支援ですか。

○坂本委員長 谷田部課長。

○谷田部危機管理課長 これ一度限りの支援になりまして、返納したとき証明を持ってきて、実際はほとんど警察署のほうで受付をさせていただいているのですが、一度限りの補助となっております。

○坂本委員長 石井委員。

○石井 栄委員 他県の状況などを見ますと、75歳以上の高齢者に地域交通バスや電車、そういう公的な交通システムの無料券を出しているところもありますけれども、そういう計画はないのですか。

○坂本委員長 谷田部課長。

○谷田部危機管理課長 あくまでも、こちらの制度につきましては、高齢者の交通事故が多かったということで、早めにとというのは変ですけれども、積極的に免許証を返納していただくというのが一つの目的でございましたので、今お話があった継続しての交通機関の補助というところでは考えてございません。

○坂本委員長 暫時休憩します。

午後2時51分休憩

午後2時53分再開

○坂本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

谷田部課長。

○谷田部危機管理課長 先ほどの答弁の中で、現在は各1万2,000円ということで支給額を御説明させていただいたのですが、令和7年度からは6,000円に変更させていただいて、令和7年度限りで終了ということでございます。

訂正させていただきます。

○坂本委員長 ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 質疑を終わります。

以上で総務部関係各課の審査を終わります。

入替えのため暫時休憩いたします。

午後 2 時 5 3 分休憩

午後 3 時 0 0 分再開

○坂本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、保健福祉部社会福祉課所管の一般会計予算の審査に入ります。

歳入、歳出予算と続けて説明願います。

社会福祉課長瀬谷昌巳君。

○瀬谷社会福祉課長 社会福祉課の瀬谷でございます。よろしくお願いいたします。

令和 7 年度一般会計予算、社会福祉課所管分について御説明いたします。

初めに、9 ページをお開き願います。債務負担行為でございます。

2 項目め、障害福祉計画等策定業務委託につきましては、令和 7 年度と令和 8 年度の 2 か年にわたり事業を行うもので、390 万円を計上しているものでございます。

次に、歳入の主なものについて御説明申し上げます。

25 ページをお開き願います。

15 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目民生費国庫負担金、1 節社会福祉費負担金のうち、2 行目、生活困窮者関連国庫負担金 1,251 万 4,000 円でございます。生活保護に至る前のセーフティネット事業として、生活困窮者への相談対応や課題に応じた支援計画を作成し、必要な支援の提供を行う事業に係る国庫負担金でございます。

続きまして、26 ページでございます。

2 節障害福祉費負担金 15 億 3,153 万 4,000 円の主なものといたしまして、障害者医療費負担金 3,653 万 3,000 円でございます。障害程度の軽減を目的とした手術などを受ける際の医療費に対する国庫負担金でございます。

続いて、二つ下の障害者自立支援給付費負担金 14 億 7,463 万円でございます。障害者が地域で自立した生活を送ることなどを目的に、居宅介護、生活介護などの障害福祉サービスや車椅子、補装具などの交付に対する国庫負担金でございます。

続きまして、4 節生活保護費負担金 11 億 8,358 万 9,000 円は、生活扶助、住宅扶助、医療扶助の生活保護費に係る国庫負担金でございます。

次に、27 ページとなります。

15 款国庫支出金、2 項国庫補助金、2 目民生費国庫補助金、1 節社会福祉費補助金 835 万 4,000 円は、生活困窮者関連事業として、ひきこもりサポート事業や家計改善支援事業など、生活困窮者対策に係る国庫補助金でございます。

続いて、2節障害福祉費補助金、1行目1,647万7,000円は、地域の特性などに応じて実施できる障害者地域生活支援事業費として、移動支援、ストーマ用装具など日常生活用具の給付費等に係る国庫補助金でございます。

次に、31ページをお開き願います。

16款県支出金、1項県負担金、2目民生費県負担金、32ページをお開きください。4節生活保護費負担金のうち、生活保護法73条分負担金2,400万円でございます。こちらは、笠間市に居住地がない、または明らかでない方を保護の対象とした場合、市が支出した生活保護費相当分に対する県負担金でございます。直近で、39名が対象となっております。

歳入については以上でございます。

続いて、歳出の主なものについて御説明いたします。

96ページからでございます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、1ページを送っていただきまして、97ページをお開き願います。中ほどになります。12節委託料8,062万3,000円でございます。主なものとしまして、社会福祉協議会などの業務委託経費となります。

上から5番目、自立相談支援事業委託料1,663万2,000円でございます。生活に困窮する方などから相談を受け、生活保護に至る前の支援を通じて自立につなげる事業でございます。

その下、家計改善支援事業委託料749万7,000円でございます。同じく、生活困窮者に係る支援として、金銭管理能力に問題のある方や借金などが理由で困窮に至る原因となっている場合の課題解決に向けた事業費に係る人件費等でございます。

その下、ひきこもり支援アウトリーチ委託料141万3,000円は、ひきこもりの状態にある方や御家族に対する支援として、県立こころの医療センターや筑波大学と連携いたしまして、精神科医師などが戸別訪問し、具体的に支援の入り口につないでいく事業でございます。また、来年度新たな取組として、市内の中学校などと連携し情報共有することで、様々な悩みを抱え登校できないまま卒業に至ってしまった生徒について、卒業後速やかにひきこもり支援などの早期支援につなげられる体制づくりを進めているところでございます。

その下、企画展管理業務委託料49万5,000円は、今年戦後80年の節目を迎えるに当たり、戦争の記憶、悲惨さを風化させることなく後世に平和の尊さを伝えていくため、毎年実施している戦没者追悼式の実施はもちろんのこと、今回新たに、笠間市における戦時中の生活の様子などを伝える貴重な資料や筑波航空隊に関する資料を展示、また自宅で保管されたまま眠っている戦争関連の遺品などを市民の方々から集めまして、7月中旬から約1か月間、笠間公民館1階展示室において展示会を実施するものでございます。

ページを送っていただきまして、98ページでございます。

18節負担金補助及び交付金の主なものとしまして、2行目の住居確保給付金負担金102

万6,000円でございます。離職者や収入の減少により家賃の支払いが困難な状況に陥った方を対象に、世帯員数に応じた家賃相当額を給付する事業でございます。

一番上から9行目、ボランティアセンター事業補助金815万7,000円でございます。社会福祉協議会で実施する各種ボランティア人材の育成や団体支援の事業費及び職員の人件費に係る補助金でございます。

そこから二つ下の社会福祉協議会補助金7,838万5,000円は、社会福祉協議会の法人運営に係る職員14名分の人件費補助でございます。

続いて、三つ下の民生委員児童委員協議会補助金1,464万7,000円は、協議会の活動費や委員151名の費用弁償でございます。来年度は、3年に一度の民生委員児童委員の一斉改選の年でございます。全国的にもその担い手不足が課題となる中、しっかりとその人材確保をするとともに、業務負担の軽減など活動しやすい環境整備を進めてまいりたいと思います。

続いて、100ページをお開きください。

2目障害者福祉費でございます。

2ページ送っていただきまして、102ページとなります。

12節委託料の主なものとしまして、二つ目の手話奉仕員養成研修事業委託料48万1,000円は、市民を対象として初歩的な手話技術の取得のための講座を開設する事業でございます。

次に、その二つ下の地域活動支援センター委託料1,732万8,000円でございます。この事業は、精神障害のある方などが通所により利用できる日中活動の場の提供や社会との交流促進などを図る目的で行う事業で、近隣自治体と共同運営しているものでございます。

次に、その三つ下、障害者相談支援事業委託料594万円は、今年度から開始いたしました事業で、近年、精神保健に課題を抱える方の相談が増える中、その方々の相談支援強化といたしまして、精神保健福祉士、主任相談支援専門員を配置する市内の相談支援事業所と業務を委託することで、精神障害の相談の支援を強化するものでございます。

次に、その二つ下のこころの医療アウトリーチ委託料29万円は、来年度新たな事業で、事案として数は多くありませんが、精神保健に課題を抱えているが本人に病気の認識がなく、地域において問題行動を起こすなど近隣住民とトラブルに発展する事案がございます。これらの対応は難しく、解決するまで時間を要します。そういった中で、早期解決に向けた取組として、このような事業を考えました。こころの医療センターと連携し、アウトリーチの手法を用いまして、精神科医などの専門チームが訪問診断などを行うことで、必要な治療に早期につなげる事業でございます。

続いて、103ページをお開き願います。

19節扶助費でございます。主なものとしまして、4行目、障害者更生医療給付費5,939万9,000円でございます。障がい程度の軽度化や機能回復を目的とした手術を受ける

場合、あるいは人工透析治療などを対象に、必要な医療費を負担するものでございます。

ページを送っていただきまして、104ページでございます。

上から4行目、障害者自立支援給付費29億4,926万円でございます。1か月当たり、約1,900件の各種障がい福祉サービスの利用に係る費用でございます。居宅介護や就労継続支援B型事業所、共同生活援助、グループホームですね、障害児の保育所などの訪問支援や放課後等デイサービスなどが利用の多い給付となっております。

次に、107ページをお開き願います。

一番下の6目社会福祉施設費は、いこいの家「はなさか」に係る経費でございます。主なものは、12節委託料4,980万円の指定管理料で、現在、日本スポーツ振興協会に指定管理を委託しているものですが、来年度も同様、スポーツ振興協会のほうに委託するものでございます。「はなさか」の利用状況につきましては、コロナの影響により令和2年度、令和3年度と利用者数が大幅に落ち込みましたが、少しずつ回復してきまして、令和6年度は5万8,000人の利用が見込まれまして、コロナ以前の6万人の利用状況に戻りつつあります。引き続き、利用者の回復、適切な維持管理に努めてまいります。

続いて、108ページをお開き願います。

7目人権・同和対策費でございます。7節報償費、2行目、弁護士謝礼12万円は、各地区を巡回し毎月実施している人権相談における費用でございます。

最後となります。120ページでございます。

3款民生費、3項生活保護費、2ページ送っていただきまして、122ページをお開きください。2目扶助費でございます。生活保護費15億7,463万円でございます。生活保護受給世帯に対する生活扶助、住宅扶助、医療扶助などの支給に係る費用でございます。生活保護費受給者については、いわゆる健康保険の制度の適用されないため、受給者の医療費はここから支出されておりまして、この予算の半分近くを医療費扶助で占めております。また、受給世帯、人員ともに微増傾向が続いておりまして、前年の月平均と比較しますと、世帯ですと714世帯850人となり、僅かに増えているという状況でございます。

以上で社会福祉課所管分の説明を終わります。

○坂本委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手によりお願いします。

鈴木委員。

○鈴木宏治委員 1点だけですが、107ページの6目社会福祉施設費、いこいの家「はなさか」ですけれども、ボイラーも直って、サウナも直って、いい状況になったという話は聞いていたのですが、また行政区、自治会等の総会のシーズンになるわけですが、設立当初はあそこの会議室とか部屋を使ってそういった総会ができたので、友部公民館とかほかの場所が埋まっていたとしても利用することができたということで、今も使えない

ことはないという説明を以前受けたような気はするのですが、その辺の広報とか、周知というものはされていますでしょうか。

○坂本委員長 瀬谷課長。

○瀬谷社会福祉課長 そちらのほうの広報周知に関しては、今、していないところがございます。改めてその辺を整理いたしまして、皆様に分かるような周知といいますか、そういった体制を整えてまいります。

○坂本委員長 鈴木委員。

○鈴木宏治委員 以前は、自治会の集まり、行政区の集まりの後、お風呂を利用したり、そこで食事をされたりという形で、施設の運営側についてもプラスになる事業となっていたのではないかなと思いますので、そういった部分も鑑みた上でも、ぜひ区長会とかそういった中で、事前に予約しないと使えないと思うのですが、そういうときには使えるし、お風呂も入りたいのであれば、お金を出せば当然入れますよという形で御案内をいただくと、特に私がいる八幡台はいつもあそこを昔は使っていたということですので、そういった面ではぜひ検討をさらによろしくをお願いいたします。

お願いして以上で終わります。

○坂本委員長 ほかにございますか。

川村委員。

○川村和夫委員 97ページの12節委託料の家計改善支援事業ですけれども、これは金銭能力がない方に対しての支援だと思うのですが、具体的にどのようにして、金銭能力というか、普通の生活に戻すようなプログラムなのでしょうか。

○坂本委員長 瀬谷課長。

○瀬谷社会福祉課長 こちらの家計改善支援事業委託料につきましては、例えば収入に見合わないにもかかわらずお金を使ってしまう、いわゆるお金の使い方ができない方であったり、あと借金であったり、そういったものが多くて生活が苦しいというような方に対する支援でございまして、例えばそういった借金に関しましては、こちら相談員がございまして、相談員と一緒に同行して、例えば法テラスに行ってそういった借金の整理の仕方の教授であったり、あと収入より支出のほうが多いような使い方をしている方につきましては、家計簿とかそういったものをつけさせまして、実際の収支状況を視覚的に見て分かるように、そういった形で理解していってもらうというような取組でございます。

○坂本委員長 川村委員。

○川村和夫委員 俗に言う浪費家は表面上に見えなくて、私もそういうお金の関わるところに何十年もいたものですから、そういう方は結局多重債務になって自己破産してしまうという方が多かったので、例えば令和6年度はどのぐらいの人がこれを使ったのでしょうか、この事業では。

○坂本委員長 瀬谷課長。

○瀬谷社会福祉課長 令和3年度から申請してくれている方がおりまして、継続しておりまして、今現在では12世帯ございます。

○坂本委員長 川村委員。

○川村和夫委員 潜在的にはもっといると思うので、こういういい事業をやっていることをもう少し、周知はなさっていると思いますが、ぜひ周知徹底していただければと思います。

○坂本委員長 ほかに。

田村委員。

○田村幸子委員 同じ97ページですけれども、今お話をされたところの上のところ、戦没者追悼式委託料220万7,000円ということですが、これは筑波記念館のほうでされとおっしゃっていましたが、委託も筑波記念館にされるということでしょうか。

○坂本委員長 瀬谷課長。

○瀬谷社会福祉課長 大変失礼いたしました。

こちらの戦没者追悼式227万円は、毎年笠間公民館で実施しております戦没者追悼式です。こちらは、市内の葬儀屋のほうにお願いしまして、ああいった式典みたいな形でやっております。

先ほど私が説明したのは、その下の企画展管理業務委託料49万5,000円でございます。こちらが、このたび新たに公民館の1階の展示室で展示会を実施しようかなということで、先ほどのとはまた別に、新たに実施する予定でございます。

○坂本委員長 その委託先はどこかという質問ですね。

○瀬谷社会福祉課長 失礼しました。

筑波記念館でございます、市内の。

○坂本委員長 企画展は海軍航空隊のところに委託すると、分かりました。

田村委員。

○田村幸子委員 備品なども記念館のほうにお任せして集めるということですかね。

○坂本委員長 瀬谷課長。

○瀬谷社会福祉課長 そうですね。そちらのほうはお願いしまして、いろいろなそういう遺品がございますので、その一部をお借りするということと、市民の方でおじいさん、おばあさんの遺品というのがあるかと思います。そういったものも代が替わると紛失してしまう、せっかくの歴史が消えてしまうというようなこともありまして、そういったのを市民の方に呼びかけて、集めて、それを展示できれば展示させていただいて、そこから先ですが、もし家族で管理し切れないというものがあるのであれば、市のほうで、せっかくですのでそういったものを預かって、しっかりと管理して、後世までそれを残していきたいというところまで、実は考えているところです。

○坂本委員長 田村委員。

○田村幸子委員 戦後80年という節目でもありますので、いい企画で、やっていただけたらと思います。ありがとうございます。

○坂本委員長 ほかにございますか。

石井委員。

○石井 栄委員 97ページのひきこもり支援アウトリーチ委託料についてお伺いいたします。これを求めている人というのは、結構多いのですね。なかなか病院に連れて行こうと思っても連れて行くことができないので、それ非常に困難なので、アウトリーチという手法を取り入れているわけですね。実際これを希望している人もたくさんいると思うのですが、昨年あたりの実績は何件ぐらいこれを利用したのですかね。

○坂本委員長 瀬谷課長。

○瀬谷社会福祉課長 まず、前提としまして、令和元年に民生委員などの協力によりまして、市内のひきこもりの方どのくらいいるのか、ひきこもりだと思われるような方も想定しまして調査したところ、92名の方がおりまして、そのうち31名の方が医療機関につながっていないと思われると判断されました。

その方を優先に令和2年度からひきこもりのアウトリーチを実施してきまして、今まで対応してきた方は全員で9名でございます。そのうち3名の方が、就労支援Bとかそういった福祉的な施設につながりまして、今現在では4名の方を継続支援しているところでございます。

○坂本委員長 石井委員。

○石井 栄委員 そうしますと、この入り口が非常に難しいという話ですよね。訪問して受け入れてもらう、その辺でどういうふうに保護者につないで、こういう事業が本人とつながるように、非常に苦労されていると思うのですが、アウトリーチ事業に9名ですね、今まで。そう多くはないと思うのですが、どんなふうにとり組んでいるのですかね。

○坂本委員長 瀬谷課長。

○瀬谷社会福祉課長 まず、精神科医の医師とか保健師、精神保健福祉士の専門的なチームを組みまして、最初に御家族の了解をもらった上でそのお宅に訪問しまして、いきなりは当然会うことができません、本人は拒否していますので。そういった中で、まずお母さんと話をして状況を聞きながら、今度は例えばお子さんの部屋があって、お子さんは聞いているかどうか分からないけれども、お子さんの近くでお母さんと我々で会話をしていつ、そういった中で今度は部屋に手紙を置いていくとかという形で、本当に少しずつ少しずつ段階を踏まえて入っていくと。そういった中で、何らかのタイミングでその御本人とお話しできる機会がありまして、そういった中から御本人と会話というような形を進めていきます。

実際これどのくらいかかるかというのと、今回の4名の対象者に、延べ48回のアプローチをかけています。ですので、月1回もしくは2回近くという形で、長い方につきましては

5年かかっている人もいます。その方は、会話ができて家の家業を継ぐような、そういったところまでは今進んでいるのですが、まだ支援は続いているという形で、とにかく時間がかかると。伴走型支援という形で進めているところでございます。

○坂本委員長 石井委員。

○石井 栄委員 御苦労さまです。

○坂本委員長 ほかに。

村上委員。

○村上寿之委員 民生委員の話、98ページで、さっき民生委員の改選があるという話をしましたが、民生委員は現在何名いるのか。それで、何名いなくてはならないところ、現在何名いるかということを聞いていいですか、最初に。

○坂本委員長 瀬谷課長。

○瀬谷社会福祉課長 笠間市においては、民生委員は151名でございます。そのうち、151名の民生委員がおります。

○坂本委員長 何人ぐらい必要かというのは決まっているのですか。

○村上寿之委員 ちょっと待って、私の質問だよね。

○坂本委員長 そうですけども、何人ぐらい必要なところに151人しかいないのかというの聞いていましたよね。

○村上寿之委員 そういうこと。

○坂本委員長 なので、それは答えられませんということ。回数がかさんでしまうので、1回で答えてもらったほうがいいかなと思って。

○村上寿之委員 そう、3回なんてすぐだから、そこを考えなくちゃならないから。

○坂本委員長 なので、151人だけでも、全体として必要な人数に足りているかというか。

○瀬谷社会福祉課長 笠間市は151人という定員になっておりますので、全体的には足りております。

○坂本委員長 村上委員。

○村上寿之委員 その部分は安心した部分があります。なぜかという、151人必要な部分に140名だったら11名の欠員が出るということだけでも、151名いる。

その151名はきちんとした仕事をしているのか、その持ち場持ち場でちゃんと仕事ができているのかという認識はございますか。

○坂本委員長 瀬谷課長。

○瀬谷社会福祉課長 見守りの支援の中で、社会調査というのがあるのですけれども、そういった中で提出していただく資料、この方にお伺いして見守りの支援をして、その中で災害時の避難の個別計画というのもつくってもらっているのですが、そういった資料もしっかりと提出していただきながら、毎月1回の定例会を実施して何か課題があれば意見を

出してもらおうという場を設けておりまして、私どものほうとしましてはしっかりと対応していただいているという認識でございます。

○坂本委員長 村上委員。

○村上寿之委員 それはそれでいいとして、問題は今度改選になったとき、民生委員辞めたいという人が151人もいれば何人かはいるのかなと思うのですが、そこで次の民生委員に手を挙げないだろうというような場合、補充しなくちゃならないですが、さっきどのように見つけるとかそんな話もしていたと思うのですが、そのようなアクションはどのように考えていますか。

○坂本委員長 瀬谷課長。

○瀬谷社会福祉課長 まず、友部地区でお話をさせていただきますと、61名の民生委員がございまして、今回の改選の中で御本人に意向を確認しています。その中で、大体25名の方が年齢であったり、家庭の事情、本人の御病気であったりということで、25名の方が辞退というような、継続することができないという申出が来ておりました。そういった中でも引き続きお願いできる人はお願いしていきますけれども、どうしても健康上の問題とかで無理な方については、その後任について我々のほうでいろいろな情報を基に次の方を選んでいくというような動きで、8月に民生委員の選考委員会があるのですが、それまでにその地区に必ず1人という形で選出していく予定でございます。

○坂本委員長 暫時休憩します。

午後3時32分休憩

午後3時37分再開

○坂本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

村上委員。

○村上寿之委員 民生委員を151名に、きちんと定数でお願いします。要望です。

○坂本委員長 ほかに質問ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 質疑を終わります。

入替えのため暫時休憩いたします。

午後3時38分休憩

午後3時40分再開

○坂本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、高齢福祉課所管の一般会計予算の審査に入ります。

歳入、歳出と続けて説明願います。

高齢福祉課長金木和子君。

○金木高齢福祉課長 高齢福祉課金木でございます。よろしくお願いいたします。

議案第53号 令和7年度笠間市一般会計予算のうち、高齢福祉課所管分の主なものにつきまして、事項別明細書により御説明申し上げます。

初めに、歳入でございます。

21ページを御覧願います。

13款分担金及び負担金、1項負担金、2目民生費負担金、2節高齢者福祉費負担金、老人施設入所措置費個人負担金681万2,000円は、養護老人ホーム入所者の個人負担金を収入するものでございます。

次に、25ページを御覧願います。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、1節社会福祉費負担金1億1,212万円のうち、26ページを御覧願いまして、低所得者保険料軽減負担金3,838万7,000円は、低所得者に対する介護保険料の軽減制度に係る国庫負担金を収入するものでございます。

次に、40ページを御覧願います。

19款繰入金、2項基金繰入金、4目高齢者保健福祉基金繰入金2,103万8,000円は、介護健診ネットワークシステム保守点検委託の費用として、基金からの繰入金を収入するものでございます。

歳入につきましては以上でございます。

続きまして、歳出の主なものにつきまして御説明申し上げます。

99ページを御覧願います。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、27節繰出金、介護保険特別会計繰出金12億6,748万9,000円は、介護給付費分や地域支援事業費分の法定負担割合分などを介護保険特別会計に繰り出すものでございます。

次に、104ページを御覧願います。

3目高齢者福祉費、7節報償費907万6,000円は、敬老事業において節目年齢到達者に記念品を贈呈するものでございます。

次に、105ページを御覧願います。

12節委託料2,674万円のうち、在宅福祉サービス事業委託料692万8,000円は、社会福祉協議会への委託業務でございます。協力会員として登録した市民の方が担い手となって、高齢者などに対し、在宅サービス支援及び通院移送支援等を行うものでございます。

その二つ下の電算システム構築委託料254万4,000円は、要援護者の見守り情報を共有するシステムを構築するものでございます。

次に、その二つ下の身寄りのない高齢者支援事業委託料1,474万5,000円は、身寄りのない高齢者に対する総合相談支援と契約に基づく支援を笠間市福祉協議会に委託し、実施するものでございます。

次に、13節使用料及び賃借料1,807万3,000円は、介護健診ネットワークシステム及びサーバーの使用料でございます。

次に、106ページを御覧願います。

18節負担金補助及び交付金は、合計で2,683万8,000円でございます。主なものといたしまして、中段のシルバー人材センター補助金1,000万円は、60歳以上の高齢者に対し社会参加や就業の機会を提供する笠間市シルバー人材センターの事業運営に対する補助金でございます。

次に、三つ下の外国人介護人材受入支援事業補助金200万円は、介護人材として外国人を受け入れる介護サービス事業所に対し、受入れ費用の助成として、1施設に年間40万円を上限に1人につき20万円を交付し、介護人材の安定的な確保を図るものでございます。

次に、19節扶助費、老人施設入所措置費4,602万4,000円は、生活環境や経済的理由により居宅での生活が困難な方を養護老人ホームに入所させるための措置費用で、現在、8施設に16人の方が入所している状況でございます。

以上で議案第53号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○坂本委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手によりお願いします。

村上委員。

○村上寿之委員 105ページの身寄りのない高齢者支援事業、委託事業で、これは社協でやっている事業でしょうけれども、どんなことをやるのか、まず教えてください。

○坂本委員長 金木課長。

○金木高齢福祉課長 こちらは、身寄りのない方が、例えば入院したときにその入院費の保証人というのが必要になるのですけれども、その保証に係るお金を御本人から事前に社会福祉協議会が一定のお金をお預かりしまして、そういった入院のときに入院費用を社会福祉協議会が本人に代わって支払ったりすることで入院をしやすくするといったこととか、あとはお亡くなりになったときの葬儀の費用とかも事前にお預かりしまして、本人が望む形での最後のしまい方をお手伝いするとか、そういった事業になります。

○坂本委員長 村上委員。

○村上寿之委員 この身寄りのない高齢者支援事業に対象になるようなお年寄りというのは、どのぐらいいらっしゃるのですか。

○坂本委員長 金木課長。

○金木高齢福祉課長 こちら、実数でつかむのはなかなか難しいのですけれども、民生委員が行っている高齢者の実態調査というのがありまして、そちらで見守り支援票というのがあるのですが、その中に御親族の連絡先等が記入されていない方というのが市内で全部で200人ぐらいいらっしゃるのです、大体その方たちが対象になってくるのかなと考えてお

ります。

○坂本委員長 村上委員。

○村上寿之委員 また民生委員とつながるという話ですけれども、この身寄りのない高齢者支援というのは、基本的には民生委員の方が面倒見てあげているのかなと思うのですが、この身寄りのない高齢者をどのようにして見つけているのですか。

○坂本委員長 金木課長。

○金木高齢福祉課長 この事業は、今すぐ支援が必要な方も対象ですけれども、御本人がまだお元気で今すぐ支援の必要のない方も、先々のことを御本人が考えて事前に申し込むといったことにも対応するものになっております。ですので、御本人からの申出も受け付けますし、例えば包括支援センターなどの事業でそういった対象の方がいればこちらの制度に御案内したり、いろいろな方面からこの制度につなげていきたいと考えております。

○村上寿之委員 ありがとうございます。後でよく勉強します。

○坂本委員長 川村委員。

○川村和夫委員 その社協に相談に行ってお金を預けるのですけれども、その預託金みたいなのは最低幾らなのですか。

○坂本委員長 金木課長。

○金木高齢福祉課長 入院費としては、15万円を想定しております。そのほかの費用につきましては、本人が望む形のものを業者に見積りを出していただいて、それで御本人と相談の上、金額を決めていく形になります。

○坂本委員長 川村委員。

○川村和夫委員 そのお金の管理は、どんなふうにするのですか。個人個人で、その金額は違ってきますね。最低15万円だけでも、例えば高いところだと100万円ぐらいしますよという見積りならば、そのお金を払える高齢者の方がいるとすると、その100万円以上のお金を社協で預かるわけですけれども、お金の管理というのはどのようになさるのかなと思ひまして。

○坂本委員長 金木課長。

○金木高齢福祉課長 現金でお預かりしているということではなくて、通帳で管理するようなことを考えております。

○坂本委員長 川村委員。

○川村和夫委員 通帳というのは、例えば川村だったら川村の通帳を預かるということではなくて、そこにお金をお預けする。

○坂本委員長 金木課長。

○金木高齢福祉課長 その事業としての通帳を社協で作りまして、その中に入れておくという形です。

○川村和夫委員 お金なので、十二分に管理していただければと思います。以上です。

○坂本委員長 ほかに質問ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 質疑を終わります。

続きまして、介護保険特別会計予算の審査に入ります。

歳入、歳出と続けて説明をお願いします。

高齢福祉課長金木和子君。

○金木高齢福祉課長 議案第56号 令和7年度笠間市介護保険特別会計予算について御説明申し上げます。

予算書1ページを御覧願います。

令和7年度笠間市介護保険特別会計予算は、歳入歳出をそれぞれ79億9,200万円とするものでございます。

高齢者福祉課所管分の主なものにつきまして、事項別明細書により御説明申し上げます。

初めに、歳入でございます。

10ページを御覧願います。

1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料17億887万2,000円は、特別徴収分2万1,319人、普通徴収分2,925人分の保険料収入を見込んでおります。

次に、3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金13億2,040万9,000円は、介護給付費負担金の国庫負担金を法定負担割合によって収入するものでございます。

続いて、3款国庫支出金、2項国庫補助金、1目調整交付金3億616万6,000円は、法定の調整交付金を収入するものでございます。

次に、11ページを御覧願います。

下段でございます。4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金20億1,712万8,000円は、40歳から64歳の第2号被保険者が納付する介護保険料を支払基金から収入するものでございます。

次に、12ページを御覧願います。

中段でございます。5款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金11億761万6,000円は、法定の介護給付費負担金を県から収入するものでございます。

次に、13ページを御覧願います。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金9億3,385万5,000円は、介護給付費の市負担分について一般会計から繰り入れるものでございます。

歳入につきましては以上でございます。

続きまして、歳出の主なものにつきまして御説明申し上げます。

18ページを御覧願います。

1款総務費、3項介護認定審査会費、1目介護認定審査会費2,574万1,000円は、審査会委員25名の報酬や主治医意見書の作成手数料などでございます。

続いて、19ページを御覧願います。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費、1 目居宅介護サービス給付費21億6,200万円は、要介護認定者に対する訪問サービスや通所サービス、短期入所サービスなどの居宅サービスの給付費でございます。

次に、3 目地域密着型介護サービス給付費11億3,700万円は、認知症グループホーム入所者等に対する給付費でございます。

続いて、20ページを御覧願います。

5 目施設介護サービス給付費32億4,200万円は、特別養護老人ホームや老人保健施設など施設入所者に対する給付費でございます。

次に、9 目居宅介護サービス計画給付費 3 億400万円は、要介護認定者に対してケアプランを作成する費用でございます。

続きまして、21ページを御覧願います。

2 項介護予防サービス等諸費、1 目介護予防サービス給付費 1 億1,400万円は、要介護認定者を対象とした居宅での介護予防サービスに対する給付費でございます。

次に、22ページを御覧願います。

4 項高額介護サービス等費、1 目高額介護サービス費 1 億8,600万円は、利用者が支払った介護サービス自己負担額が上限を超えたときに、その超えた分を給付するものでございます。

次に、23ページを御覧願います。

6 項特定入所者介護サービス等費、1 目特定入所者介護サービス費 2 億3,300万円は、施設入所やショートステイ利用時に低所得者の負担軽減のため、食費、居住費の一部を給付するものでございます。

次に、24ページを御覧願います。

4 款地域支援事業費、1 項介護予防・生活支援サービス事業費、1 目介護予防・生活支援サービス事業費、12節委託料2,831万3,000円のうち、ふれあいサポート事業委託料143万4,000円は、掃除やごみ出しなどの軽微な家事を支援する訪問事業でございます。

次のいきいき通所事業委託料2,442万9,000円は、閉じこもりの予防や生きがい、楽しみを持っていただくための通所事業でございます。

次に、25ページを御覧願います。

18節負担金補助及び交付金 1 億4,142万円は、介護サービスの指定事業所が行う専門的な予防支援サービスに対する事業費でございます。

次に、29ページを御覧願います。

上段でございます。3 項包括的支援事業・任意事業費、4 目任意事業費、12節委託料、高齢者見守りあんしんシステム業務委託料632万5,000円は、高齢者世帯等における家庭内の急病や事故等による通報に24時間対応できる救急通報体制の事業に係る委託料でござ

います。

次に、19節扶助費、家族介護用品支給費1,970万円は、要介護3以上の市民税非課税者を在宅で介護されている方に対し、おむつなどの介護用品購入券として月4,000円を上限に支給するものでございます。

以上で議案第56号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○坂本委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手によりお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 質疑を終わります。

入替えのため暫時休憩いたします。

午後3時58分休憩

午後4時05分再開

○坂本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、地域包括支援センター所管の一般会計予算の審査に入ります。

歳入、歳出と続けて説明願います。

地域包括支援センター長久保田真智子君。

○久保田地域包括支援センター長 議案第53号 令和7年度笠間市一般会計予算のうち、地域包括支援センター所管の主なものについて、事項別明細書により御説明を申し上げます。

予算は、歳出のみでございます。

99ページ中ほどから100ページを御覧願います。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、27節繰出金、介護保険特別会計繰出金12億6,748万9,000円のうち、100ページの中段、地域支援事業繰出金（介護予防事業）146万5,000円と、その下、地域支援事業繰出金（包括的支援事業・任意事業）1,500万9,000円につきましては、地域支援事業費の法定負担割合分を介護保険特別会計に繰り出すものでございます。

その下、介護サービス事業特別会計繰出金49万8,000円につきましては、人件費分を繰り出しするものでございます。

以上で議案第53号、地域包括支援センター所管分の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○坂本委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手によりお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 質疑を終わります。

続いて、介護保険特別会計予算の審査に入ります。

歳入、歳出と続けて説明願います。

地域包括支援センター長久保田真智子君。

○久保田地域包括支援センター長 議案第56号 令和7年度笠間市介護保険特別会計予算のうち、地域包括支援センター所管の主なものにつきまして、事項別明細書により御説明申し上げます。

10ページを御覧願います。

初めに、歳入でございます。

まず、地域支援事業は介護予防・日常生活支援総合事業と包括的支援事業・任意事業で構成されており、その財源は国、県、市保険料からそれぞれ法定負担割合分を収入するものでございます。予算書では、説明欄に括弧書きで包括支援センターと記載される欄を御覧願います。

改めまして、10ページの一番下、3款国庫支出金、2項国庫補助金、1目調整交付金46万9,000円。

次に、11ページでございます。

2目地域支援事業交付金234万4,000円。

その下、3目地域支援事業交付金3,001万8,000円。

続いて、12ページの上段でございます。4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、2目地域支援事業支援交付金316万4,000円。

5款県支出金、2項県補助金、1目地域支援事業交付金146万5,000円。

その下、2目地域支援事業交付金1,500万9,000円。

次に、13ページでございます。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、2目地域支援事業繰入金146万5,000円。

その下、3目地域支援事業繰入金1,500万9,000円。

以上を収入するものでございます。

続きまして、歳出でございます。

25ページを御覧願います。

4款地域支援事業費、1項介護予防・生活支援サービス事業費、2目介護予防ケアマネジメント事業費、2節委託料817万6,000円は、基本チェックリストによる事業対象者や要支援者が訪問及び通所サービス事業を利用する際に必要なケアプランの作成を居宅介護支援事業所に委託し、その報酬として作成料を支払うものでございます。令和7年度は1,560件を見込んでおります。

次に、2項一般介護予防事業費、1目一般介護予防事業費、12節委託料315万5,000円は、

スクエアステップやシルバーリハビリ体操教室など、各地域における住民主体の運動教室の活動支援や、一般高齢者を対象に介護予防を目的とした各種運動教室を開催するものでございます。

次に、27ページを御覧願います。

3 項包括的支援事業・任意事業費、3 目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費、7 節報償費、講師謝礼 6 万円は、市内のケアマネジャーの資質の向上を図るための研修会を実施するもので、ケアマネジャー支援に係る経費でございます。

12 節委託料 1,250 万円は、社会福祉協議会へ委託している事業で、市民からの相談を受け地域包括支援センターにつなぐための相談窓口業務と、令和 7 年度から取り組む新規事業、身寄りのない高齢者支援事業を含めた地域ケアコーディネーターの配置に係る経費でございます。

次に、28ページを御覧願います。

4 目任意事業費、7 節報償費、事業推進報償費 141 万 6,000 円でございますが、成年後見制度利用促進事業において生活困窮等により後見人への支払いが困難な場合に、市の基準に基づき、その費用を支援するものでございます。

次に、29ページを御覧願います。

4 項包括的支援事業費（社会保障充実分）、2 目生活支援体制整備事業 1,595 万 1,000 円は、地域で支え合う体制づくりを行うことを目的に、地域別による話合いの場の構築やサービスニーズとのマッチングなどを行う生活支援コーディネーターの配置に係る経費でございます。

その下、3 目認知症総合支援事業費 70 万 5,000 円は、認知症の早期発見・早期対応に向けた体制づくりとして、認知症疾患医療センターの相談員による相談会をはじめ、認知症初期集中支援チームの活動支援を行うほか、認知症カフェの開催やガイドブックの更新など、認知症の施策等の取組に係るものでございます。

以上で議案第 56 号、地域包括支援センター所管分の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○坂本委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手によりお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 質疑を終わります。

続いて、介護サービス事業特別会計予算の審査に入ります。

歳入、歳出と続けて説明をお願いします。

地域包括支援センター長久保田真智子君。

○久保田地域包括支援センター長 議案第 57 号 令和 7 年度笠間市介護サービス事業特別

会計予算について御説明を申し上げます。

予算書 1 ページを御覧願います。

令和 7 年度笠間市介護サービス事業特別会計の予算は、歳入歳出をそれぞれ1,800万円とするものでございます。

歳入歳出の主なものにつきまして、事項別明細書により御説明を申し上げます。

初めに、7 ページを御覧願います。

歳入でございます。

1 款サービス収入、1 項介護予防サービス費収入、1 目介護予防サービス計画費収入1,750万円は、要支援者へのケアプラン作成に係る報酬を国保連合会より収入するものでございます。令和 7 年度は3,600件を見込んでおります。

続きまして、歳出でございます。

8 ページを御覧願います。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費984万8,000円は、介護予防ケアプランを作成するケアマネジャー 2 名分の人件費でございます。

2 款サービス事業費、1 項介護予防サービス事業費、1 目介護予防サービス計画事業費759万7,000円は、委託先の居宅介護支援事業所に対し、ケアプランの作成料を支出するものでございます。令和 7 年度は約1,400件を見込んでおります。

以上で議案第57号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○坂本委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手によりお願いいたします。

石井委員。

○石井 栄委員 7 ページの歳入で、令和 7 年度は3,600件を見込んでいるというお話でしたけれども、昨年度の実績は何件だったのですかね。

○坂本委員長 久保田センター長。

○久保田地域包括支援センター長 令和 5 年度の実績になりますと、4,401件になります。

○坂本委員長 石井委員。

○石井 栄委員 1 件当たりの費用というのは、平均すると幾らぐらいですか。

○坂本委員長 久保田センター長。

○久保田地域包括支援センター長 1 件当たり4,471円になります。

○坂本委員長 石井委員。

○石井 栄委員 介護報酬、基本報酬が、昨年 4 月から基本額が減りましたよね。その影響は、どういう影響があったのですかね。それを知りたい。

○坂本委員長 それは、何に対して影響があったということでしょうか。

○石井 栄委員 この 1 件当たりの費用に対して影響がありましたか。

○坂本委員長 久保田センター長。

○久保田地域包括支援センター長 このケアプランに対する報酬は、1件当たり上がってこの金額になりました。

○石井 栄委員 そうですか。上がったのですか。分かりました。

○坂本委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 質疑を終わります。

入替えのため暫時休憩いたします。

午後4時18分休憩

午後4時19分再開

○坂本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、保険年金課所管の一般会計予算の審査に入ります。

歳入、歳出と続けて説明願います。

保険年金課長町田健一君。

○町田保険年金課長 保険年金課の町田です。よろしくお願いいたします。

議案第53号 令和7年度笠間市一般会計予算について、保険年金課所管の主なものを御説明いたします。

初めに、歳入について、事項別明細書により御説明いたします。

予算書25ページをお開き願います。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、1節社会福祉費負担金のうち、1段目の国民健康保険基盤安定事業費負担金（保険者支援分）5,941万2,000円は、低所得者数に応じた公費支援分で、ページを返していただきまして、26ページ、上から2番目の未就学児に係る均等割軽減負担金149万2,000円は、子育て世帯の経済的負担を軽減する観点から、未就学児に係る均等割保険税を5割軽減するものです。いずれにいたしましても、国2分の1の負担金となっております。

次に、31ページをお開き願います。

下の枠を御覧願います。16款県支出金、1項県負担金、2目民生費県負担金、1節社会福祉費負担金のうち、1段目の国民健康保険基盤安定事業費負担金（保険税軽減分）1億2,335万2,000円は、低所得者の保険税軽減分として県4分の3の負担金、2段目の保険者支援分2,970万6,000円は、低所得者数に応じた公費支援分として県4分の1の負担金、3段目の後期高齢者医療保険基盤安定事業費負担金1億8,077万1,000円は、後期高齢者の保険税軽減分として県4分の3の負担金、6段目の未就学児に係る均等割軽減負担金74万6,000円は、未就学児に係る均等割保険税の5割軽減に対し、県4分の1負担金となるものです。

次に、32ページを御覧願います。

下の枠となります。16款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金、ページを返していただきまして、33ページ中段となります。4節医療福祉費補助金1億9,714万円は、マル福助成事業に対する県2分の1補助金となります。

次に、43ページをお開き願います。

21款諸収入、4項雑入、5目雑入、1節医療福祉費返納金5,020万円は、マル福助成事業による高額医療費分の返納金や交通事故等による第三者行為の返納金となります。

次に、46ページを御覧願います。

2節雑入のうち、保険年金課所管分は、一番上の段となります。高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施事業委託金1,074万7,000円で、県広域連合からの事務委託金となります。

その一つ下となります、後期高齢者健康診査委託金2,782万6,000円と、その一つ下、後期高齢者医療制度特別対策補助金391万2,000円は、後期高齢者の健康診査事業等に対する県広域連合からの事業委託金となります。

次に、歳出について御説明いたします。

96ページをお開き願います。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費のうち、ページを返していただきまして、98ページとなります。27節繰出金17億6,934万6,000円のうち、保険年金課所管分は、1段目の国民健康保険特別会計繰出金5億135万9,000円で、繰出基準に基づきまして一般会計から国保特別会計へ繰り出すものとなっております。内訳につきましては、保険基盤安定繰出金（保険税軽減分）1億6,745万4,000円から、ページを返していただきまして、99ページ、上から6段目、市単医療福祉費支給繰出金2,800万円までとなっております。

次に、106ページをお開き願います。

下の枠となります。4目医療福祉費5億3,377万円は、マル福の助成事業を実施するための経費で、ページを返していただきまして、107ページ、19節扶助費5億1,293万2,000円が主なものとなっております。

5目国民年金費1,667万1,000円は、国民年金に係る法定受託事務の経費となっております。

次に、109ページを御覧願います。

8目後期高齢者医療制度費11億6,213万1,000円は、後期高齢者医療における一般会計の負担金分で、主なものとしたしましては、ページを返していただきまして、110ページを御覧願います。18節負担金補助及び交付金8億5,054万円のうち、1段目の療養給付費負担金8億1,591万円と2段目の広域連合共通経費負担金3,430万円のほか、一つ下の枠となります、27節繰出金2億4,102万8,000円は、繰出基準に基づきまして一般会計から後期高齢者医療特別会計へ繰り出すものとなっております。

説明は以上となっております。よろしくお願いいたします。

○坂本委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手によりお願いします。

石井委員。

○石井 栄委員 98ページの27節繰出金、保険基盤安定繰出金というのがありましたよね。保険税軽減分 1 億6,745万4,000円というのが計上されていますが、昨年と比べてこの額はどのように変化していますか。

○坂本委員長 町田課長。

○町田保険年金課長 1,400万円ほど下がっております。

○坂本委員長 石井委員。

○石井 栄委員 その1,400万円の減額になったという理由は、何でしょうか。

○坂本委員長 町田課長。

○町田保険年金課長 昨年度は旧税率で計算しておりますので、その分の差となっております。

○坂本委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 質疑を終わります。

続いて、国民健康保険特別会計予算の審査に入ります。

歳入、歳出と続けて説明願います。

保険年金課長町田健一君。

○町田保険年金課長 議案第54号 令和7年度笠間市国民健康保険特別会計予算について、主なものを御説明いたします。

予算書1ページを御覧願います。

第1条において、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ74億6,900万円と定めるものです。

次に、歳入について、事項別明細書により御説明いたします。

予算書9ページをお開き願います。

1 款、1 項国民健康保険税、1 目一般被保険者国民健康保険税14億2,766万8,000円は、前年比で4,795万2,000円の増額、主に保険税率の改正によるものです。

次に、10ページを御覧願います。

一番下の枠となります。4 款県支出金、1 項県負担金・補助金、1 目保険給付費等交付金53億1,352万6,000円は、前年比4,200万円の増額で、保険給付費分のうち、高額療養費に関する普通交付金の増額が要因となっております。主な交付金の内訳といたしましては、普通交付金が51億8,741万4,000円と、特別交付金として1 億2,611万2,000円となっております。

ます。

次に、11ページを御覧願います。

6 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金 5 億135万9,000円は、基準に基づきまして一般会計より繰り入れるものです。

次に、2 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金 1 億8,430万4,000円は、国民健康保険事業費納付金を県に納付するに当たり、歳入不足分の見込みのため、財政調整基金を取り崩すものです。前年比で1 億4,401万1,000円の減で、県の算定による納付金の減額となっております。

次に、12ページを御覧願います。

下の枠となります。8 款諸収入、2 項雑入、1 目一般被保険者第三者納付金550万円は交通事故等の損害賠償金、3 目雑入528万7,000円は特定健診等の個人負担金となっております。

次に、歳出について御説明いたします。

16ページを御覧願います。

中段の枠となります。2 款保険給付費、1 項療養諸費、1 目一般被保険者療養給付費44 億6,667万3,000円で、前年対比で3,332万2,000円の減額で、被保険者数の減少により減額となっております。

2 項高額療養諸費、1 目一般被保険者高額療養費 6 億8,164万2,000円は、医療費が高額となり定められた限度額を超えた分を高額療養費として補助するもので、被保険者数は減少傾向であっても1 人当たりの医療費が高額のため、前年比で約8,000万円の増額を見込んでおります。

次に、17ページを御覧願います。

2 款保険給付費、4 項出産育児諸費、1 目出産育児一時金1,800万8,000円は、出産一時金で1 件当たり50万円となり、本年度は年間36人を見込みました。

次に、18ページを御覧願います。

3 款国民健康保険事業費納付金、1 項医療費給付費分、1 目一般被保険者医療給付費分12億6,509万6,000円から、一番下の枠となります、3 項、1 目介護納付金分 1 億8,075万5,000円までは、県が算定いたします県への国保事業費納付金で、前年対比では、合計となりますが、1 億3,402万3,000円の減額となっております。

次に、19ページを御覧願います。

4 款保健事業費、1 項、1 目特定健康診査等事業費6,675万8,000円は、国保の被保険者を対象とした特定健診及び特定保健指導等に要する経費で、12節委託料6,109万2,000円が主なものとなっております。

次に、20ページを御覧願います。

2 項保健事業費、1 目保健衛生普及費2,087万6,000円は、18節負担金補助及び交付金

1,790万円が主なものとなっております。生活習慣病予防健康診査費補助金として、人間ドック720人分と脳ドック140人分を計上したものです。

次に、2目生活習慣病予防対策事業617万7,000円は、健康づくり事業のほか、生活習慣予防事業として、異常値放置者や治療中断者に対し医療機関への受診勧奨やアプローチ等を行うもので、12節委託料424万1,000円が主なものとなっております。

次に、21ページを御覧願います。

上から二つ目の枠となります。6款諸支出金、2項公営企業費、1目直営診療施設勘定補助金300万円は、市立病院の平日夜間診療分及び医療機器購入費用に対し、国から国保会計に特別調整交付金として交付されるもので、市立病院事業会計へ補助金として交付するものです。

説明は以上となっております。よろしく願いいたします。

○坂本委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手によりお願いします。

石井委員。

○石井 栄委員 説明ありがとうございました。

それでは質問いたします。2ページです。歳入の部分、国民健康保険税が14億2,767万9,000円の歳入を見込んでいるということになっていますけれども、その内訳は、方針によりますと、基礎課税額の所得割を6%から6.4%に引き上げること、それから基礎課税額の被保険者均等割を1人当たり2万円から2万7,600円に引き上げること、それから後期高齢者課税額の所得割3.3%から3.4%にする、それから後期高齢者課税額の被保険者均等割、被保険者1人について1万1,600円から1万4,300円に課税額が上がる、それから介護保険納付金課税額の所得割率を3.10%から3.0%に引き下げるわけですね、その減収分。それから、介護納付金課税額被保険者均等割、被保険者1人について1万3,000円から1万5,400円になる方針ですが、それぞれ改定したときのそれぞれの収入の内訳、どういうふうになっているか、お知らせいただきたいなと思います。

○坂本委員長 暫時休憩します。

午後4時36分休憩

午後4時37分再開

○坂本委員長 休憩を解き会議を開きます。

町田課長、答弁をお願いします。

○町田保険年金課長 まず、医療給付費分の所得割額の増額分ですが、約1,700万円になります。それから、医療給付分の均等割額ですと約7,000万円、後期高齢者支援分の所得割ですと約400万円、均等割ですと約2,500万円、介護納付金の所得割は減額になりますの

で、約600万円が減額となります。介護納付金の均等割額につきましては、約800万円の増となっております。

○坂本委員長 石井委員。

○石井 栄委員 分かりました。これだけの増が見込まれるということで、しっかり計算をされているなと思いましたけれども、よく分かりました。結構です。

○坂本委員長 ほかにございますか。

益子副委員長。

○益子康子委員 17ページ、2款保険給付費で、1目出産育児一時金、これ1人1件につき50万円ということですよ。この50万円というのは、大体入院費用のとんとんというところで考えておりますが、この辺の費用については入院費用で大体賄えるのでしょうか。

○坂本委員長 町田課長。

○町田保険年金課長 この金額、1件につき50万円につきましては国の基準となっておりますので、賄えるかどうかというのは、その病院によって変わりますので。

○坂本委員長 益子副委員長。

○益子康子委員 笠間市内に住む1人の子どもを産んだ御婦人ですが、2人目はもう少しお金をためてから産まないことにはということだったのです。それで、この50万円に上乗せしてちょっと高額のまちでは出生率が上がったという例があるので、笠間市としては今後この金額を少し上げる、そういった考えとか、そういった話は出ているのかどうか、その辺をお伺いいたします。

○坂本委員長 町田課長。

○町田保険年金課長 そういう話はよく分かりますけれども、今のところそういった話はないです。ただ、今後これが保険適用になっていくという方向で今、国は話を進められていると思います。

○坂本委員長 益子副委員長。

○益子康子委員 保険適用になると具体的にはどういうことなのか、お伺いいたします。

○坂本委員長 町田課長。

○町田保険年金課長 今は自由診療という形で一律50万円というのが支給されていまして、先ほどお話ししたように、病院によっていろいろな特典があって50万円で収まらないところもありますし、50万円で済むところ、お釣りが出るところもあると思います。そういった波がありますので、今度は保険適用にして、一律3割負担になっていくという形です。

○益子康子委員 ありがとうございます。

○坂本委員長 ほかにございますか。

川村委員。

○川村和夫委員 歳入のところで、9ページですけれども、1節医療給付費分現年課税分で8億円ちょっとありますけれども、その4節のところで4,199万3,000円が滞納分の歳入

として入ってくるとなっていますけれども、割合が５％ぐらいになっているのですが、滞納する人が多くなってきてその滞納繰越分が回収になるということは、増加傾向なのですかね、滞納している方の分は。

○坂本委員長 町田課長。

○町田保険年金課長 ４節、５節、６節は滞納繰越分になるのですが、こちらのほうは収税課のほうを担当しておりまして保険年金課では担当はしていないのですが、数字的に見ますと毎年少なくなっていく方向になっておりますので、減少しているという形になっております。

○坂本委員長 川村委員。

○川村和夫委員 よい傾向になっているということですね。分かりました。ありがとうございます。

○坂本委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 質疑を終わります。

続いて、後期高齢者医療特別会計予算の審査に入ります。

歳入、歳出と続けて説明願います。

保険年金課長町田健一君。

○町田保険年金課長 議案第55号 令和７年度笠間市後期高齢者医療特別会計予算について、主なものを御説明いたします。

予算書１ページを御覧願います。

第１条において、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ12億1,300万円と定めるものです。

次に、歳入について、事項別明細書にて御説明いたします。

予算書７ページをお開き願います。

１款１項、１目後期高齢者医療保険料９億6,955万1,000円は、前年比で111万5,000円の増となっており、これは被保険者数の増加に伴うものです。１節特別徴収保険料は年金からの天引き、２節普通徴収保険料は納付書や口座振替により収入するものです。

次に、４款繰入金、１項他会計繰入金、１目一般会計繰入金２億4,102万8,000円は、県広域連合が算定した保険基盤安定繰入金で、前年比で239万円の減額となっております。

続きまして、歳出について御説明いたします。

９ページを御覧願います。

１款１項、１目後期高齢者医療広域連合納付金12億1,088万9,000円は、保険料納付金及び保険基盤安定事業費負担金等を県広域連合へ納付するものです。前年比で127万5,000円の減額となっておりますが、これは広域連合が算定した保険基盤安定事業費負担の減額によるものです。

説明は以上となっております。よろしくお願いいたします。

○坂本委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手によりお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 質疑を終わります。

入替えのため暫時休憩いたします。

午後 4 時 4 4 分休憩

午後 4 時 4 5 分再開

○坂本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、健康医療政策課所管の一般会計予算の審査に入ります。

歳入、歳出予算と続けて説明願います。

健康医療政策課長小松崎 守君。

○小松崎健康医療政策課長 健康医療政策課の小松崎でございます。よろしくお願いいたします。

議案第53号 令和7年度笠間市一般会計予算のうち、健康医療政策課所管分の主なものについて御説明申し上げます。

歳入歳出予算事項別明細書により御説明いたします。

初めに、歳入でございます。

予算書29ページを御覧願います。

ページ中段になります。15款国庫支出金、2項国庫補助金、3目衛生費国庫補助金、1節保健衛生費補助金6,433万9,000円のうち、健康医療政策課所管分は、右列の一番上、感染症予防費等国庫補助金166万3,000円で、がん検診推進事業に係る2分の1の補助金でございます。

次の行、疾病予防対策事業費等補助金48万4,000円は、予防接種記録のシステム改修に係る3分の2の補助金でございます。

下から3行目、医療福祉施設運営費等補助金（口腔保健推進事業）121万円は、就学前施設及び小学校で実施するフッ化物洗口事業に係る基準額に対する10分の10の補助金でございます。

続きまして、34ページを御覧願います。

ページの中段になります。16款県支出金、2項県補助金、3目衛生費県補助金、1節保健衛生費補助金2,391万5,000円のうち、健康医療政策課所管分の主なものにつきましては、一番上段にあります、献血推進事業費補助金34万5,000円で、献血の普及啓発に係る補助金でございます。

次の行、健康増進事業費補助金214万1,000円は、健康診査や健康教育などに係る3分の2の補助金等でございます。

次の行、がん予防・検診促進事業費補助金100万円は、検診予約システムの管理や胃内視鏡検査の普及に関する事業の2分の1の補助金でございます。

続きまして、46ページを御覧願います。

ページの下段になります。21款諸収入、4項雑入、5目雑入、2節雑入5億7,445万2,000円のうち、健康医療政策課所管分の主なものは、上から4行目の健康増進事業費負担金（各種健診）1,506万1,000円で、がん検診等の自己負担金でございます。

以上が歳入の主なものでございます。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

予算書122ページを御覧願います。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、本年度予算額3億1,364万9,000円でございます。

主なものにつきましては、124ページを御覧願います。

3段目の12節委託料515万7,000円のうち、上から2行目の休日診療委託料166万円で、祝日及び年末年始の初期救急診療を、笠間市医師会を介して市内の医療機関に委託する経費でございます。

一番下の行、健康づくり計画策定委託料317万7,000円は、第2次笠間市健康づくり計画の後期計画策定に向け、前期計画の評価を行うためのアンケート調査や分析を実施するものでございます。

次に、18節負担金補助及び交付金5,319万8,000円のうち、一番上の休日・夜間診療運営負担金1,869万2,000円は、平日夜間と日曜の初期救急診療を実施する市立病院への負担分でございます。

続きまして、125ページを御覧ください。

1行目の救急医療二次病院運営事業負担金705万4,000円は、茨城県二次救急医療圏水戸地域における救急医療体制の確保を図るための負担金でございます。

次の行の地域医療センターかさま施設管理負担金1,406万8,000円は、地域医療センターかさまの行政棟分の建物の総合管理費や電気料などを市立病院に負担割合に応じて支出するものでございます。

下から2行目、がん患者サポート補助金120万円は、がん治療による外見の悩みを抱えている方に対する医療用ウィッグや福祉用具の購入費用などに対して、3万円を限度に補助するものでございます。

続きまして、126ページを御覧ください。

1行目の若年がん患者在宅療養支援補助金94万1,000円は、介護保険の対象とならない40歳未満のがん患者の方に対して、介護サービスなどに係る費用の一部を助成するもので

ございます。

続きまして、2目予防費になります。本年度予算額2億7,730万3,000円でございます。

主なものにつきましては、下段、12節委託料2億6,609万8,000円のうち、一番下の行、予防接種委託料1億6,930万8,000円で、子宮頸がんなどの定期予防接種やおたふく風邪などの任意予防接種の実施を医療機関に委託するものでございます。また、本年4月より65歳以上の5歳刻みを対象とした带状疱疹ワクチンが定期接種化されたことにより一部助成を行うとともに、市独自で定期接種に該当しない50歳以上の方を対象に、8月より任意予防接種として一部助成を行ってまいります。

続きまして、127ページを御覧ください。

1行目の生活習慣病予防健診委託料565万8,000円は、40歳未満を対象とした健診の業務を委託するものでございます。

次の行、がん検診等委託料8,400万2,000円は、集団検診と個別の医療機関で実施するがん検診の業務を委託するものでございます。

6行目、フッ化物洗口事業委託料30万1,000円は、幼児期・学童期における虫歯予防対策の充実を図るために実施するもののうち、就学前施設に委託する経費でございます。

続きまして、129ページを御覧ください。

4目地域保健対策推進費、本年度予算額180万8,000円でございます。

主なものにつきましては、12節委託料76万6,000円で、健康づくり事業委託料として、笠間市ヘルスリーダーの会に食育教育や生活習慣病予防に関する業務を委託するものでございます。

以上が健康医療政策課所管分の主なものでございます。御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○坂本委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手によりお願いします。

石井委員。

○石井 栄委員 46ページです。健康増進事業費負担金（各種健診）というのは、この各種健診の内訳について先ほども話があったかと思うのですが、少し詳しく言っていたらと思うのですが、お願いします。

○坂本委員長 小松崎課長。

○小松崎健康医療政策課長 健康増進事業負担金（各種健診）の部分ですが、内訳としましては、40歳未満を対象とした生活習慣病予防健診のほうで60万円ほど計上してございまして、それ以外のがん検診等に伴う自己負担金を1,446万1,000円計上してございます。

○坂本委員長 石井委員。

○石井 栄委員 いいです。

○坂本委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 では、質疑を終わります。

以上で保健福祉部関係各課の審査を終わります。

執行部の皆様は、御退席ください。

〔執行部退場〕

○坂本委員長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次の委員会は、明日 7 日午前10時から開会いたしますので、時間厳守の上、御参集願います。

本日は、大変御苦勞さまでございました。

午後 4 時 5 8 分散会